

**【参考資料 3】**

**第 3 回竹原市下水道使用料審議会議題資料**

## 第3回竹原市下水道使用料審議会次第

日時 令和5年10月25日(水)13時30分～

場所 竹原市人権センター2階音楽室

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) 現地説明（竹原浄化センター、雨水排水ポンプ場）
  - (2) 第2回審議会の概要整理（振返り）
  - (3) 改定率について
  - (4) 使用料体系の検討について
- 3 その他
- 4 閉会

### 【配布資料】

- 次第（本紙）
  - 委員名簿
  - 配席表
  - 竹原市下水道使用料審議会（第2回）議事録
- 議題資料 第3回竹原市下水道使用料審議会議題資料

審議会資料につき  
取扱注意(非公開)

## 第3回

# 竹原市下水道使用料審議会 視察資料

令和5年10月25日  
建設部 下水道課



## 【目 次】

- 1 現地説明(浄化センター, 雨水ポンプ場)
- 2 第2回審議会の概要整理(振返り)
- 3 改定率について
- 4 使用料体系の検討
- 5 その他

## 【目 次】

Q 1 下水道の役割について

Q 2 汚泥処理施設の費用負担について

# 1 現地説明

## Q 1 下水道の役割について

### 《公共下水道の役割》

公衆衛生の向上や生活環境の向上

公共用水域の水質保全

浸水の防除

水洗便所が使えます



快適で衛生的な生活環境

周辺環境がよくなります



公衆衛生の向上

川や海がきれいになります



公共用水域の水質保全

雨水をすばやく流します



浸水の防除

# 1 現地説明

## Q 1 下水道の役割について 《第6次竹原市総合計画》



目標6 生活の基盤が整備され、快適に暮らしている

3 上水道・下水道

10年間の目標

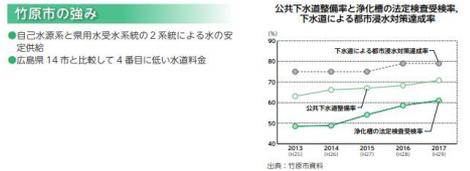
- 安全で安心な水を安定的に供給している
- 汚水処理や雨水対策を行い、安全で安心な、環境に優しいまちになっている

**現状**

- 人口減少に伴う給水施設の減少や下水道施設の老朽化に伴う更新費用の増加、人材・技術力不足が懸念されており、広島県と21市町が共同して、水道事業の広域化について検討しています。
- 平成26年(2014)に国土交通省、農林水産省、環境省が共同で策定した「持続的な汚水処理システム構築に向けた先進的モデル施設実証プロジェクト」により、10年程度を目途に下水道処理施設が削減される見込みです。
- 全国各地で気候変動に伴う局地的な集中豪雨による浸水被害が増大しています。

**課題**

- 老朽化施設、設備の更新や大規模な農など緊急時における安定給水確保のための管路、施設の耐震化が必要とされています。
- 水需要が減少していき、水道事業経営の適正化や施設、投資、維持管理方法の最適化が必要とされています。
- 水質・浄水コストは良好ですが、水質に対する信頼性、安全性の維持が必要とされています。
- 人口減少等を見越した持続可能な汚水処理施設の整備、運営が必要とされています。
- 浄化槽の法定検査受検率は年平均を下げつつあり、水質の向上に向け、浄化槽の維持管理の適正化が必要とされています。
- 農地の宅地化に伴う雨水の流入量の増加によって、市街地の浸水が起きやすくなっており、浸水対策が必要とされています。



成果指標

成果指標名	現在値	前期目標(2023年)	最終目標(2028年)
有収率(水道料金を徴収する水量率)(%) (年度)	86.5%(H29)	87.0%	88.0%
水道の水質基準達成率(%) (年度)	100%(H29)	100%	100%
公共下水道整備率(%) (年度)	70.8%(H29)	85.5%	100%
浄化槽の法定検査受検率(%) (年度)	61.0%(H29)	80.0%	85.0%
下水道による都市浸水対策達成率(%) (年度)	79%(H29)	86.6%	100%

100 第2部 基本計画

図表4-1 瀬戸内海に恵まれた風土と市民の絆のもと、誰もが安全・安心で快適に生活できるまち

**取組の方向性**

- 安全な水の安定供給**
  - 浄水方法について、クリプトスピリジウム<sup>※1</sup>対策を検討するとともに、水質検査の充実・精度管理を図り、より安全な水の供給に努めます。
  - 水道事業経営戦略に基づき、計画的に管路の更新と耐震化を同時に進め、施設の老朽度・機能などを勘案し、主要施設の計画的な耐震化を進めます。
  - 長期的な経費計画の策定や施設の統合・廃止、ダウンサイジング<sup>※2</sup>、稼働率の向上を図ることによって施設の効率的な運用に取り組み、コスト削減を図りながら安定した事業運営を行います。

主な取組

  - 浄水方法の検討・水質検査の充実
  - 施設の耐震化による水質の強靭化
  - コスト削減等による持続可能な水道事業運営 など
- 持続可能な下水道処理施設等の運営・管理**
  - 公共下水道の処理区域では、地域に適した計画的な公共下水道の整備を推進するとともに、コスト削減を図りながら、安定した事業運営を行います。
  - 公共下水道の処理区域外では、合併浄化槽の設置を支援するとともに、浄化槽の適正な維持管理を促進します。

主な取組

  - 公共下水道の整備促進と事業運営の安定化
  - 合併浄化槽の普及と浄化槽の適正な維持管理の促進 など
- 雨水対策の推進**
  - 中央排水区については、新規土地面積整理事業など他事業との調整を図りながら、効率的な整備を行います。
  - 中央排水区以外の地域については、各地域に適した効果の高い雨水の排水機能向上の手法を検討すると、河川管理者、関係機関等と調整しながら、浸水区域の被害軽減・解消に努めます。

主な取組

  - 新規土地面積整理事業区域内の雨水対策の推進
  - 中央排水区以外の地域の浸水被害軽減・解消に向けた雨水対策の検討 など

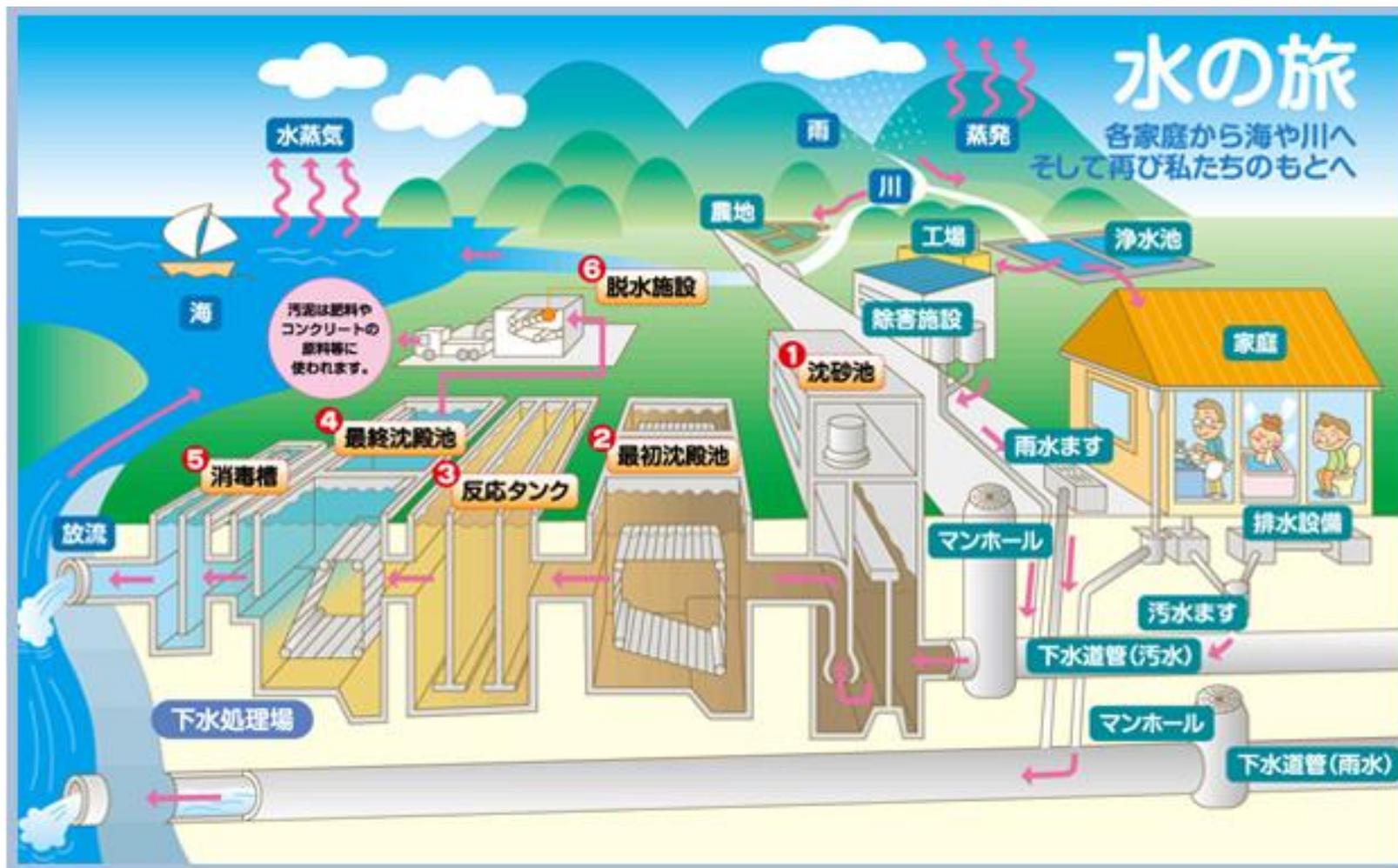
実施する個別計画

計画名	実施期間
水質検査計画	
竹原市水道事業経営戦略	平成29年度～平成38年度(2017-2026)
竹原市水道ビジョン	平成22年度～平成32年度(2010-2020)
竹原市環境基本計画	平成22年度～平成31年度(2010-2019)
竹原市公共下水道事業経営戦略	平成29年度～平成38年度(2017-2026)
竹原市特定環境保全公共下水道事業経営戦略	平成29年度～平成38年度(2017-2026)
竹原市汚水処理施設構想	平成30年度～平成39年度(2018-2027)

※1 クリプトスピリジウム/クリプトスピリジウムとは、原、原、人へ伝、様々な生物を宿主とし、経口摂取により感染する両生類を有する病原性生物で、それに対する対策のこと。  
 ※2 ダウンサイジング/サイズ(収容)を小さくすること。

# 1 現地説明

## Q 1 下水道の役割について



# 1 現地説明

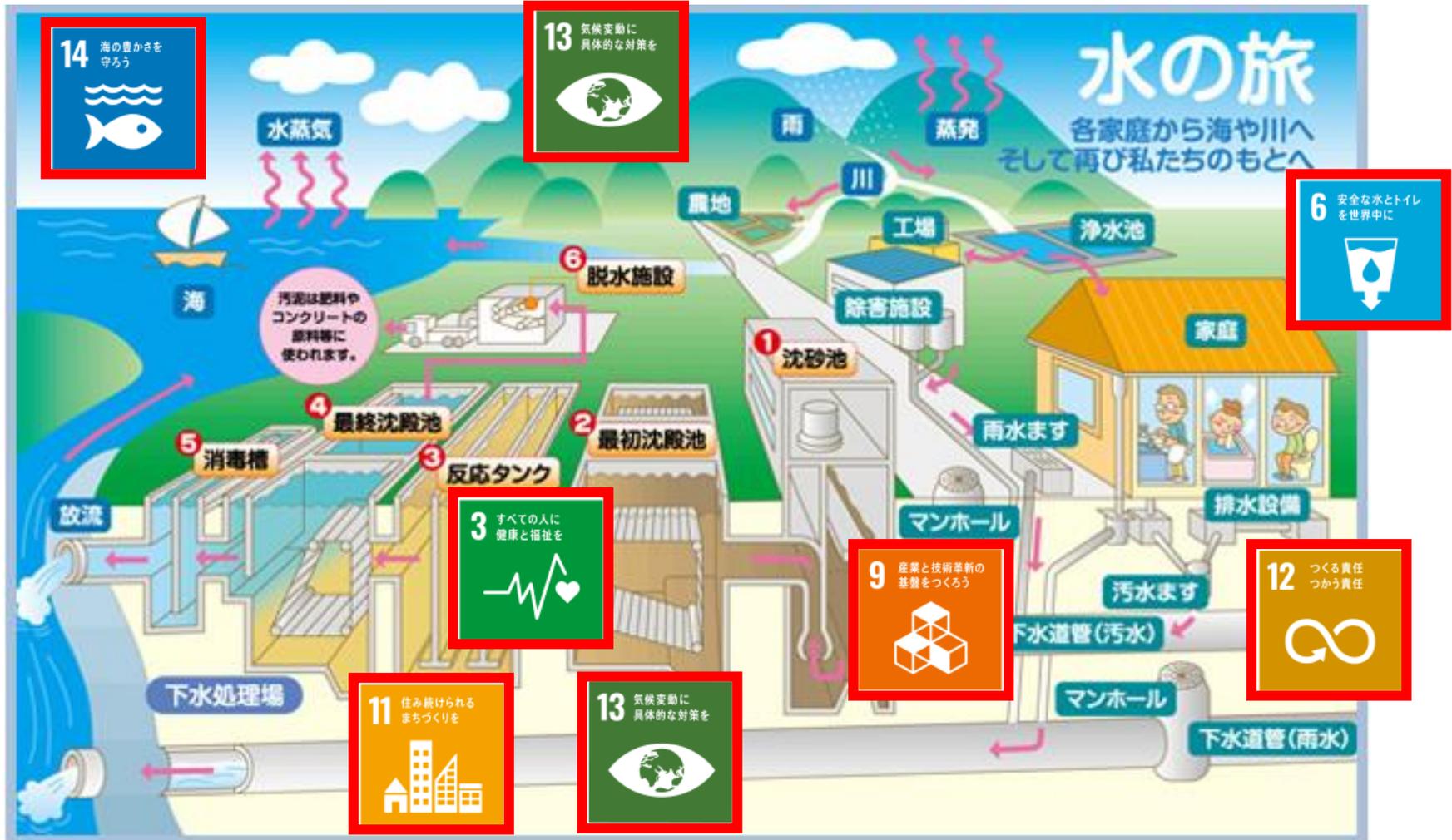
## Q 1 下水道の役割について 持続可能な開発目標 (SDGs) との関連

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



# 1 現地説明

## Q 1 下水道の役割について 持続可能な開発目標 (SDGs) との関連



# 1 現地説明

## Q 1 下水道の役割について 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



3.3下水道施設の維持管理は、下水道の基本的役割である公衆衛生の確保を持続的に果たすことにつながり、水系感染症への対処や、水質汚染による死亡や疾病の減少に貢献しています。

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



6.3下水道施設の維持管理や排水への指導等は、下水道の基本的役割である公共用水域の水質改善、保全につながります。

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る



9.1下水道施設の耐震化・耐水化や被災時のトイレ確保機能は、質が高く、信頼でき持続可能かつ強靱なインフラにも寄与するものであり、「産業と技術革新の基盤をつくろう」というゴールに貢献しています。

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



11.5雨水排除能力の向上などの必要な機能向上を図りつつ、計画的な再整備を推進することは、水関連災害などの災害による死者や被災者数を削減することにも寄与するものであり、「住み続けられるまちづくりを」というゴールに貢献しています。

持続可能な生産消費形態を確保する



12.4下水道施設の維持管理や排水への指導等は、化学物質や廃棄物の水への放出を大幅に削減することにも寄与するものであり、「つくる責任 つかう責任」というゴールに貢献しています。

気候変動及び影響するための緊急対策を講じる



13.1竹原浄化センターは、瀬戸内海（海域）への処理水放出を行っています。これは海洋ごみの削減や富栄養化等の防止にも寄与するものであり、「海の豊かさを守ろう」というゴールに貢献しています。

13.1竹原浄化センターから発生する下水道汚泥は、焼却処分せずに堆肥化をしており、CO2排出削減に貢献しています。

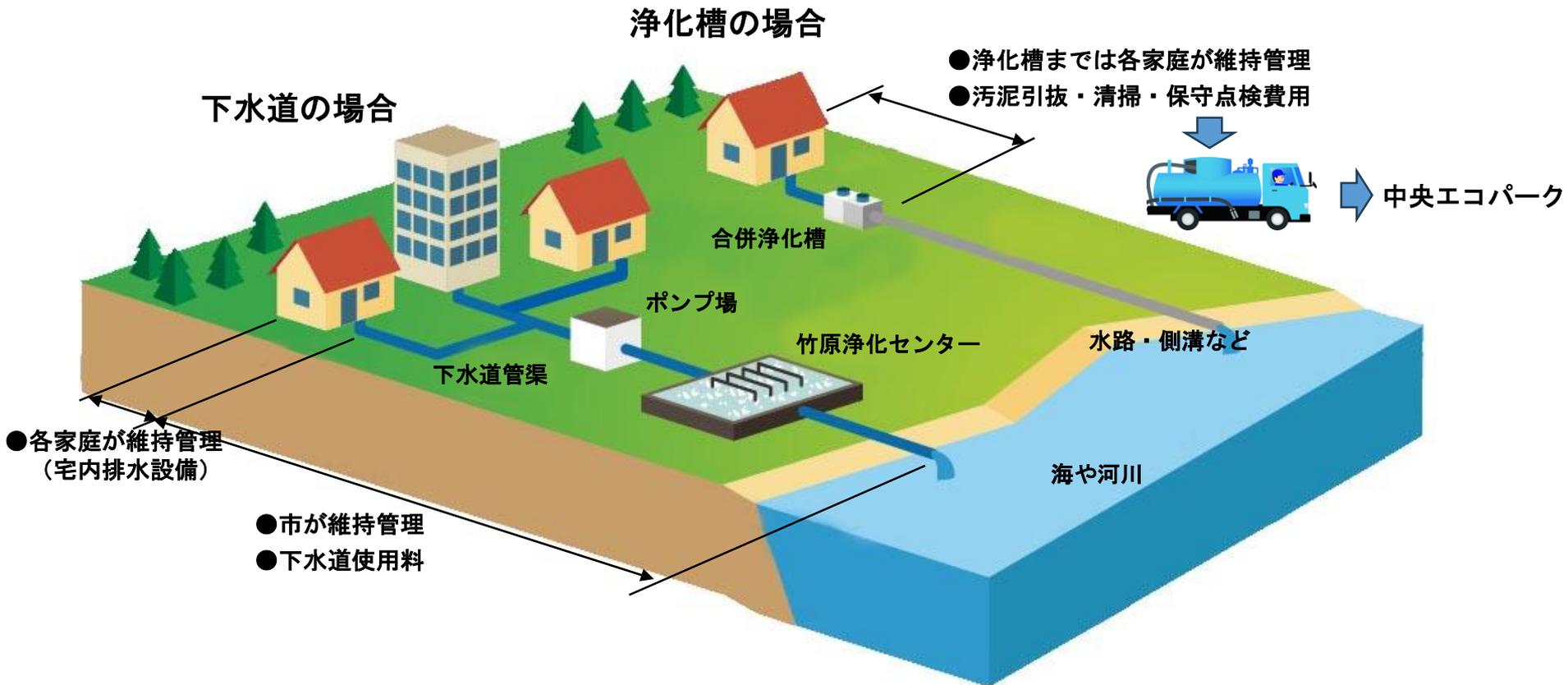
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



14.1竹原浄化センターは、瀬戸内海（海域）への処理水放出を行っています。これは海洋ごみの削減や富栄養化等の防止にも寄与するものであり、「海の豊かさを守ろう」というゴールに貢献しています。

# 1 現地説明

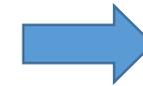
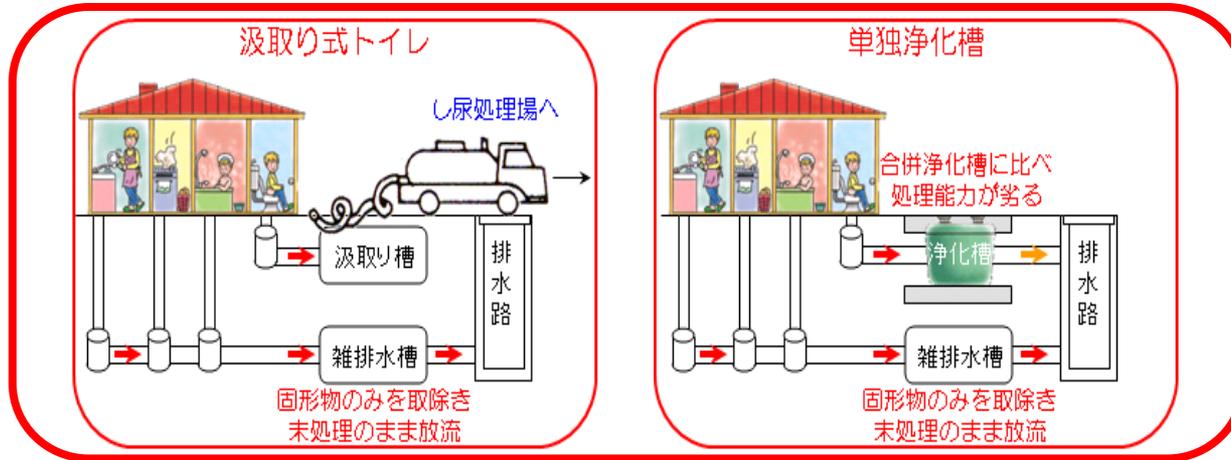
## Q 2 汚泥処理施設の費用負担について 竹原市の汚水処理の状況



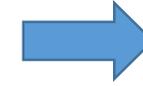
# 1 現地説明

## Q 2 汚泥処理施設の費用負担について

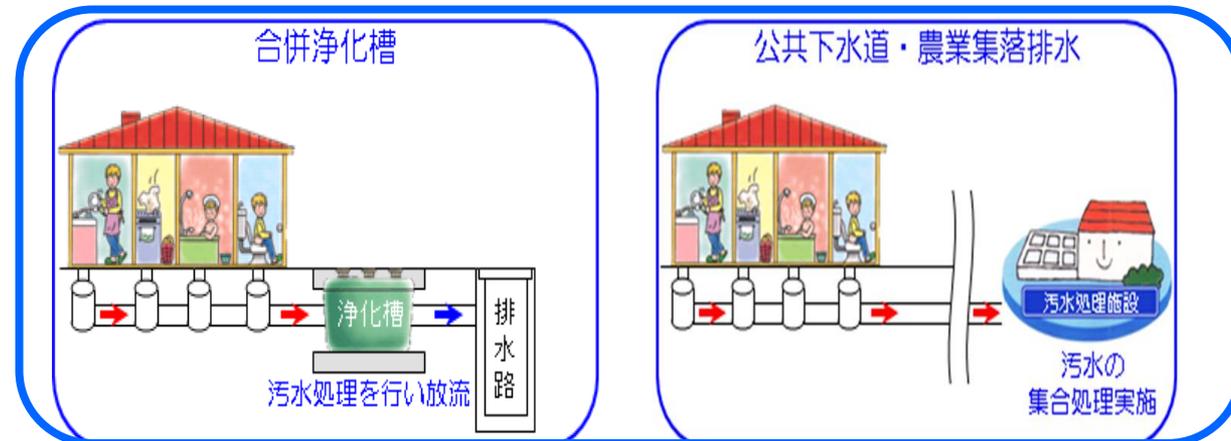
竹原市内の汚水処理の状況



下水道区域内の場合、  
浄化槽などを廃止して  
下水道への接続が  
必要



公共下水道区域以外  
の場合、合併浄化槽  
に切替が必要



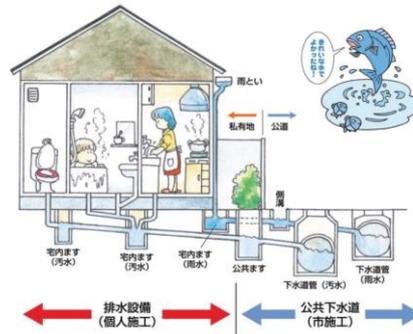
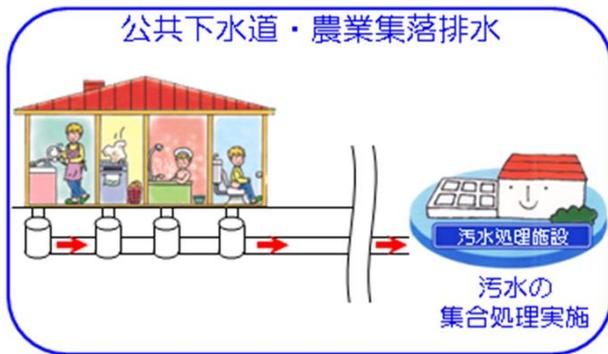
公共下水道区域内の  
場合、合併浄化槽か  
ら切替が必要



公共下水道区域以外  
の場合、引続き合併  
浄化槽を利用する。

# 1 現地説明

## Q2 汚泥処理施設の費用負担について 下水道のしくみ（公共下水道）



竹原浄化センター

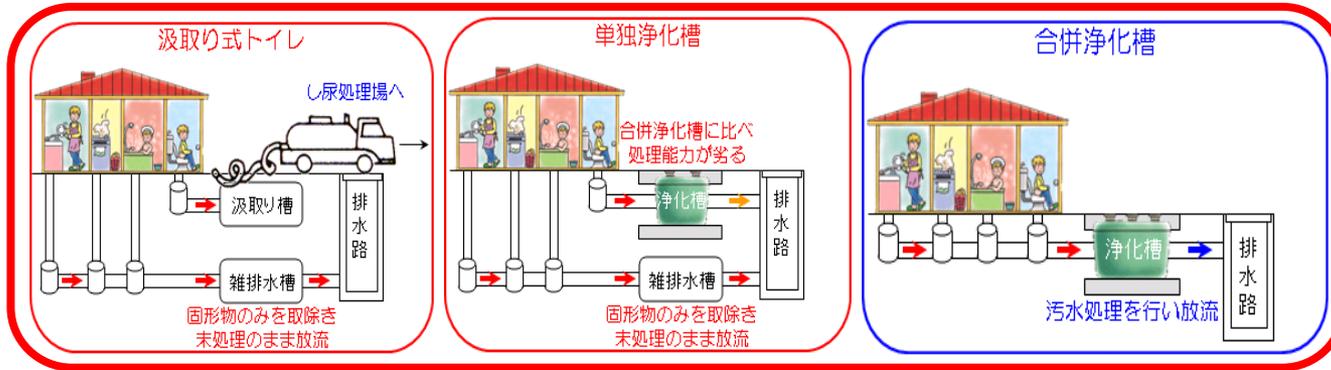
### 使用者への負担

- ①面整備工事が終了  
 受益者負担金  
 下水道が利用できることにより、利益を受ける人に建設費の一部負担をしていただく制度
- ②下水道への切替え  
 接続の義務  
 今の施設（汲み取り・単独・合併処理浄化槽）から下水道への切替費用
- ③下水道の使用  
 下水道使用料  
 浄化センターを維持管理するための費用
- ④維持管理費の補填  
 一般会計補助金（市）  
 使用料で賅えない維持管理不足分を補填する費用

# 1 現地説明

## Q2 汚泥処理施設の利用負担について 下水道のしくみ（公共下水道以外）

使用者への負担



① 清掃業者への委託  
汚泥引抜き・清掃  
保守点検

② 法定検査の実施

③ 維持管理費の負担  
施設運営費負担金（市）  
中央エコパーク施設運営  
費として負担金を支出

### 中央エコパーク



# 1 現地説明

## 竹原の下水道事業（汚水）

### 下水処理場の概要

- 名 称 竹原浄化センター  
供用開始 平成18年8月  
位 置 竹原市下野町字吉良崎1198番地12外  
排除方式 分流式（汚水）  
処理能力 計画1日最大汚水量：2,000m<sup>3</sup>/日  
処理方式 凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法  
計画放流水質 BOD=15mg/L T-N=20mg/L T-P=2.3mg/L



# 1 現地説明

## 竹原の下水道事業（汚水）

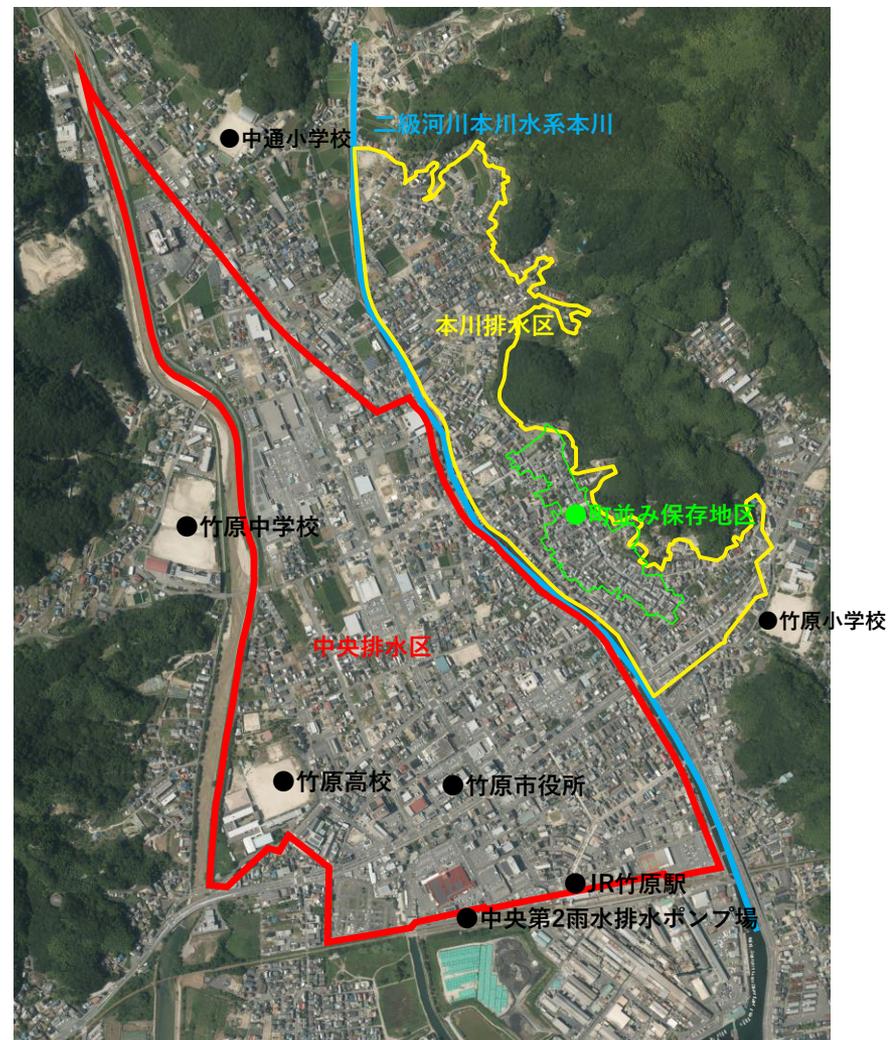


# 1 現地説明

## 竹原の下水道事業（雨水）

### 排水機場の概要

名 称	中央第2雨水排水ポンプ場
供 用 開 始	平成18年6月
位 置	竹原市中央四丁目1379番地2
排 除 方 式	分流式（雨水）
排 水 区	中央排水区
計 画 排 水 面 積	100.4ha
計 画 排 水 量	688m <sup>3</sup> /分
設 備	立軸斜流ポンプ Φ700mm×62m <sup>3</sup> /分×1台（電動駆動） Φ1500mm×313m <sup>3</sup> /分×2台（原動機駆動）



審議会資料につき  
取扱注意(非公開)

## 第3回

# 竹原市下水道使用料審議会

令和5年10月25日  
建設部 下水道課



## 【目 次】

- 1 現地説明（浄化センター，雨水ポンプ場）
- 2 **第2回審議会の概要整理（振返り）**
- 3 改定率について
- 4 使用料体系の検討
- 5 その他

## 2 第2回審議会の概要整理（振返り）

### （1）改善目標

# 下水道事業の今後の安定した経営の実現

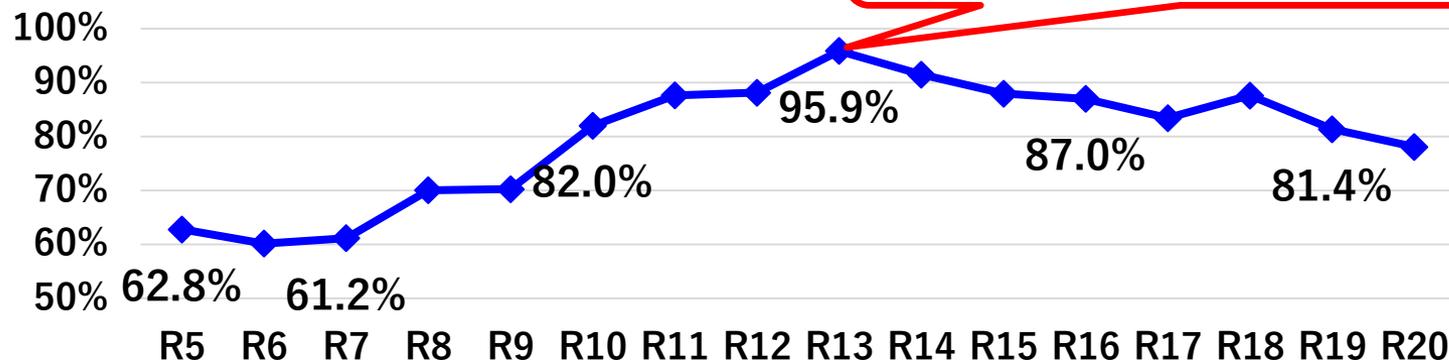


1. 汚水処理経費回収率を**改善**
2. 一般会計からの繰入金金の**削減**
3. 下水道事業に求められている  
使用料の水準（経営努力）の**達成**

## 2 第2回審議会の概要整理（振返り）

### ① 汚水処理経費回収率の改善

現状のままでは、汚水処理に必要な費用を使用料で賄うことが出来ない



	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
有収水量 (千 m <sup>3</sup> )	442	462	484	524	572	616	652	678	695	702	689	675	661	648	635	623
使用料単価 (円 / m <sup>3</sup> )	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148
汚水処理原価 (円 / m <sup>3</sup> )	235	246	242	211	211	181	169	168	154	162	168	170	177	169	182	190
汚水処理経費回収率	63%	60%	61%	70%	70%	82%	88%	88%	96%	92%	88%	87%	83%	88%	81%	78%

**改善目標**：下水道整備が終了する令和10年度以降、  
汚水を処理するのに必要な費用を下水道使用料で賄う  
**汚水処理経費回収率 100%**

## 2 第2回審議会の概要整理（振返り）

### ② 一般会計からの繰入金の削減

◎現状における収益的収入及び支出（維持管理に係る経費）【第2回資料再掲】

（単位：百万円）

		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
収入	下水道使用料	65	68	72	78	85	91	97	100	103	104	102	100	98	96	94	92
	一般会計負担金	256	271	274	245	221	221	220	217	218	211	208	206	205	209	200	200
	一般会計補助金	64	62	65	55	82	82	82	82	81	82	82	82	82	82	82	82
	長期前受金戻入	186	200	203	168	145	146	148	150	152	153	155	156	158	159	158	158
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入額合計	572	601	613	545	533	540	547	549	554	550	547	544	543	546	534	532
支出	職員給与費	45	42	42	42	42	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
	維持管理費	85	93	98	97	98	103	104	109	108	108	111	111	114	111	112	114
	減価償却費	366	389	395	329	288	290	293	294	297	300	303	306	309	312	309	310
	支払利息	70	74	74	74	76	77	73	70	67	63	60	57	54	51	48	46
	その他	5	4	4	4	6	9	7	7	8	7	7	7	7	8	7	7
	支出額合計	572	601	613	545	509	503	503	506	504	504	506	506	509	507	501	503
当年度純利益						24	37	43	43	50	47	41	38	33	39	32	29

## 2 第2回審議会の概要整理（振返り）

### ② 一般会計からの繰入金の削減

◎現状における資本的収入及び支出（投資及び借入金返済に係る経費）【第2回資料再掲】

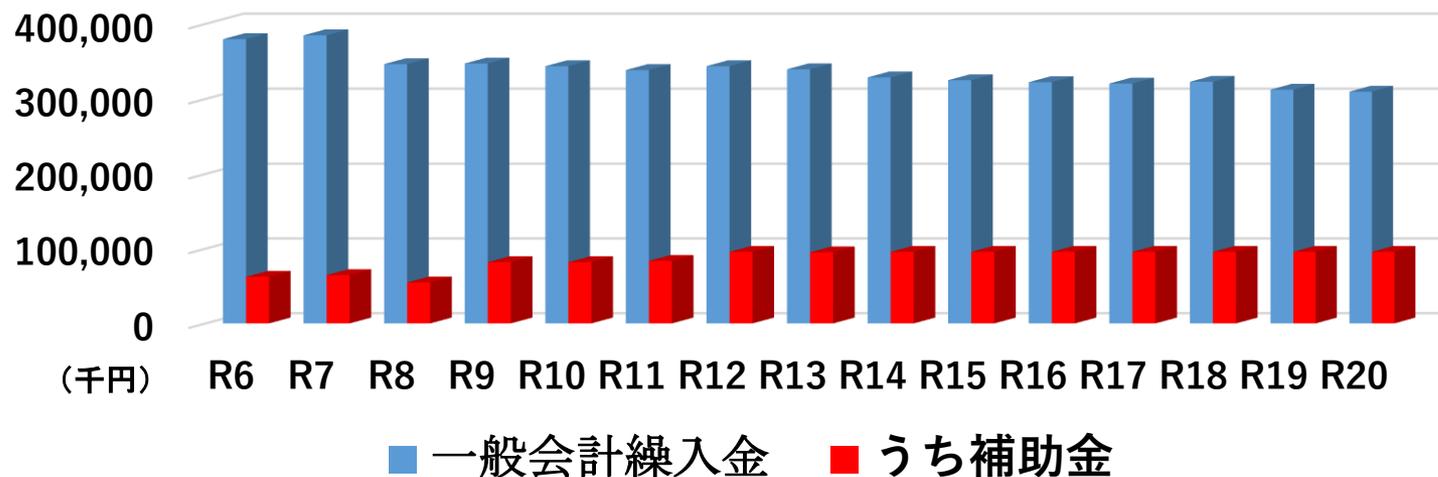
（単位：百万円）

資本的収支		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
収入	企業債	599	407	369	493	477	236	225	226	226	206	181	152	89	31	28	28
	一般会計出資金	47	47	46	46	44	41	35	31	27	22	22	21	20	19	17	14
	一般会計補助金							2	14	14	14	14	14	14	14	14	14
	国補助金	423	188	175	262	244	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	工事負担金	14	27	47	59	59	59	40	20								
	収入額合計	1,083	669	637	860	824	366	331	321	297	272	246	217	153	94	88	86
	支出	建設改良費	1,032	486	439	616	550	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71
	企業債償還金	339	369	396	412	430	444	434	434	422	412	395	369	312	245	226	221
	支出額合計	1,371	855	835	1,028	980	515	505	505	493	483	467	441	383	316	297	292
収入額-支出額		△ 288	△ 186	△ 197	△ 168	△ 156	△ 149	△ 174	△ 184	△ 197	△ 211	△ 220	△ 224	△ 230	△ 223	△ 209	△ 207
財源 補填	損益勘定留保資金	142	163	180	143	135	149	174	183	194	147	148	150	151	153	151	152
	利益剰余金処分別										62	70	72	77	68	55	52
	繰越工事資金	93															
	消費税収入調整額	53	23	18	25	20			1	2	2	2	2	2	2	2	2
補填額合計		288	186	197	168	156	149	174	184	197	211	220	224	230	223	209	207
損益勘定留保資金残高		59	85	98	116	124	119	89	50	1							
利益剰余金残高						24	60	104	147	197	182	153	119	75	46	23	
補填財源残高		59	85	98	116	147	179	193	197	198	182	153	119	75	46	23	0

## 2 第2回審議会の概要整理（振返り）

### ② 一般会計からの繰入金の削減

現状における一般会計繰入金(将来見通し)



	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	15年間合計
一般会計繰入金	37,968	38,481	34,637	34,720	34,362	33,847	34,368	33,950	32,868	32,495	32,228	32,048	32,283	31,235	30,966	506,455
うち補助金	6,234	6,464	5,480	8,196	8,196	8,367	9,573	9,513	9,569	9,569	9,569	9,569	9,569	9,569	9,569	129,004

**改善目標**：独立採算の原則と経営の安定化を図るため  
一般会計繰入金の削減に取り組む

## 2 第2回審議会の概要整理（振返り）

### ③ 使用料の水準（経営努力）の達成

求められている項目・水準	令和4年度の現状
使用料単価 150 円 / m <sup>3</sup> 以上	148.5円 / m <sup>3</sup>
汚水処理経費回収率 80 % 以上	56.8%
3,000 円 / 月 ・ 20 m <sup>3</sup> ( 税 抜 )	2,480円 / 月
一般会計からの繰出金の縮減	367,361千円/年
うち公費で負担すべき額	287,970千円/年
うち公費負担以外(補助金)	79,391千円/年

**改善目標**：下水道事業に求められている使用料水準  
1月に20m<sup>3</sup>使用した場合の料金**3,000円(税抜)**の達成

## 2 第2回審議会の概要整理（振返り）

### （2）下水道使用料の見直し検討

目標達成のため、下水道使用料の**見直しは必要**

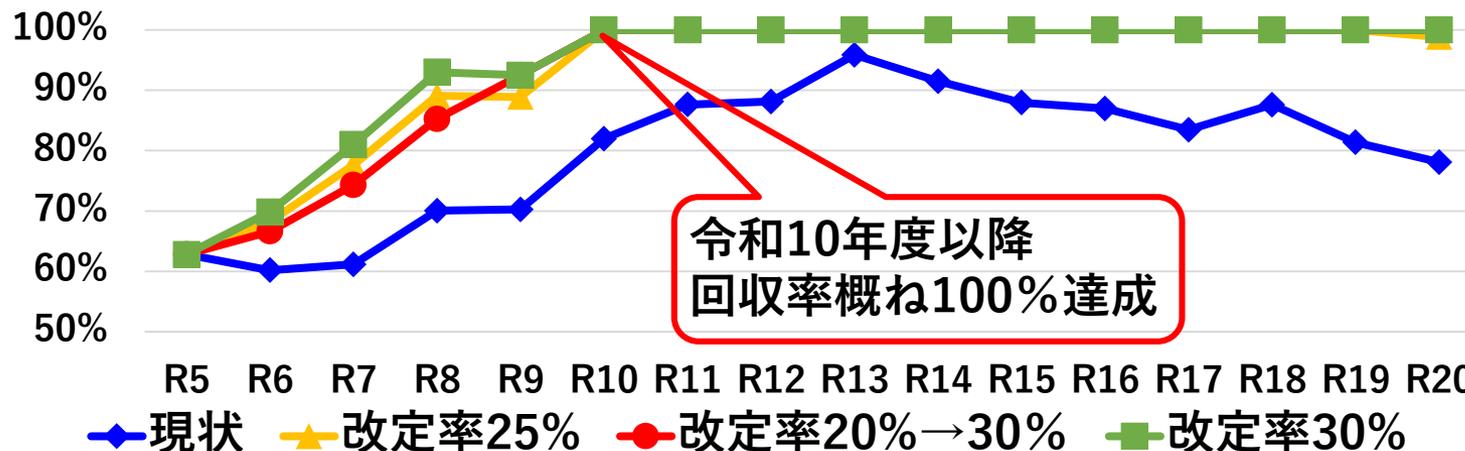
### 見直し案

項目	改定内容
改定率 A	30%の料金改定
改定率 B	20%→30%の料金改定 (2段階引上げ)
改定率 C	25%の料金改定

注：2段階引き上げの収支計画（案）については、R6年度に1回目、R9年度に2回目を行うものとして試算しています。

## 2 第2回審議会の概要整理（振返り）

### ① 汚水処理経費回収率の改善



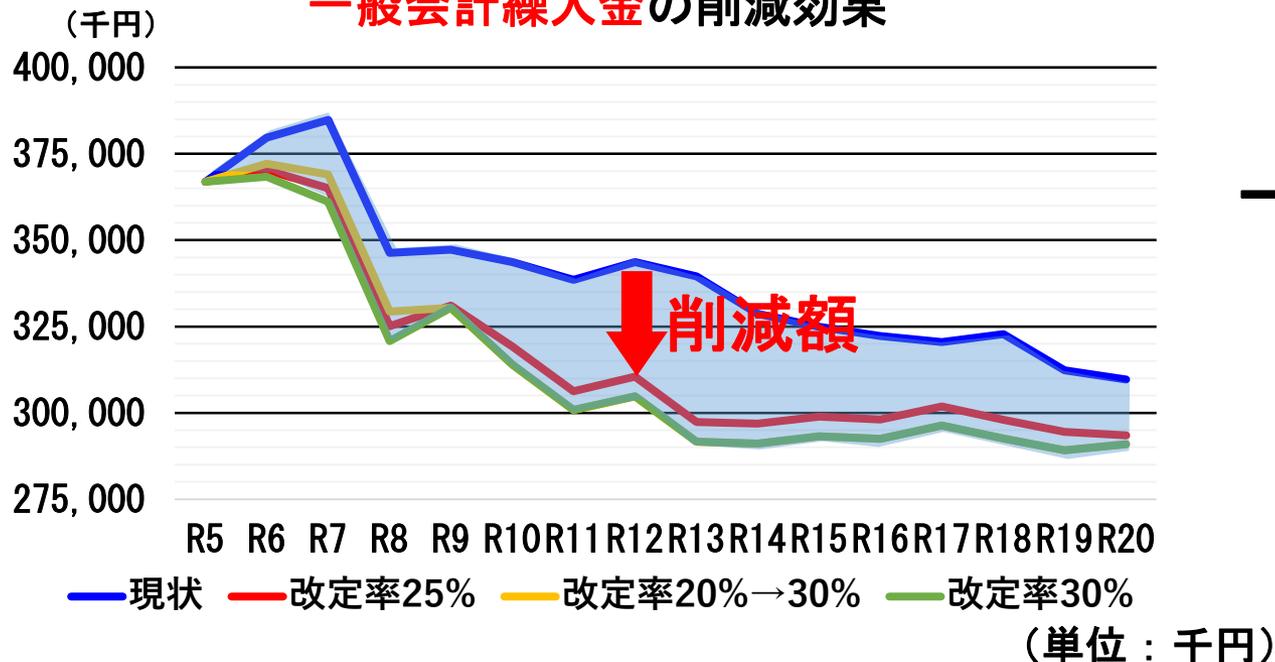
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
改定率	現状	62.8%	60.2%	61.2%	70.0%	70.3%	82.0%	87.6%	88.1%	95.9%	91.5%	88.0%	87.0%	83.4%	87.6%	81.4%	78.1%
	25%	62.8%	68.2%	77.6%	89.1%	88.9%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	98.8%
	20%→30%	62.8%	66.6%	74.3%	85.2%	92.5%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	30%	62.8%	69.8%	81.0%	93.0%	92.5%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

いずれの改定率(案)でも下水道整備が終了する  
令和10年度以降汚水処理経費回収率は概ね100%

## 2 第2回審議会の概要整理（振返り）

### ② 一般会計からの繰入金の削減

一般会計繰入金の削減効果



一般会計繰入金  
の削減

改定による  
効果有り

一般会計からの繰入金の削減額	改定率 30%	改定率 20%→30%	改定率 25%
1年間削減額(平均)	▲28,453	▲27,108	▲23,876
R6~R20の削減額合計	▲426,792	▲406,626	▲358,141

## 2 第2回審議会の概要整理（振返り）

### （3）料金徴収に対する質問

Q：2カ月に1回の料金徴収では、1回あたりの負担  
が大きいのので、毎月の徴収は出来ないのか？

広島県水道広域連合企業団の構成市

	竹原市	東広島市	三原市	府中市	三次市	庄原市	廿日市市	安芸高田市	江田島市
検針	隔月	隔月	隔月	隔月	隔月	隔月	隔月	隔月	隔月
請求	隔月	隔月	毎月	隔月	毎月	毎月	隔月	隔月	隔月

#### ◎隔月検針・隔月請求

メリット 検針及び請求に係る費用の縮減

➡ 料金を安くすることが出来る

※ 検針の期間を長くしすぎると、漏水等の発見が遅れる

◎広島県水道広域連合企業団では、**隔月検針・隔月請求**へ

統一する方向で検討中

## 【目次】

- 1 現地説明（浄化センター，雨水ポンプ場）
- 2 第2回審議会の概要整理（振返り）
- 3 改定率について**
- 4 使用料体系の検討
- 5 その他

### 3 改定率について

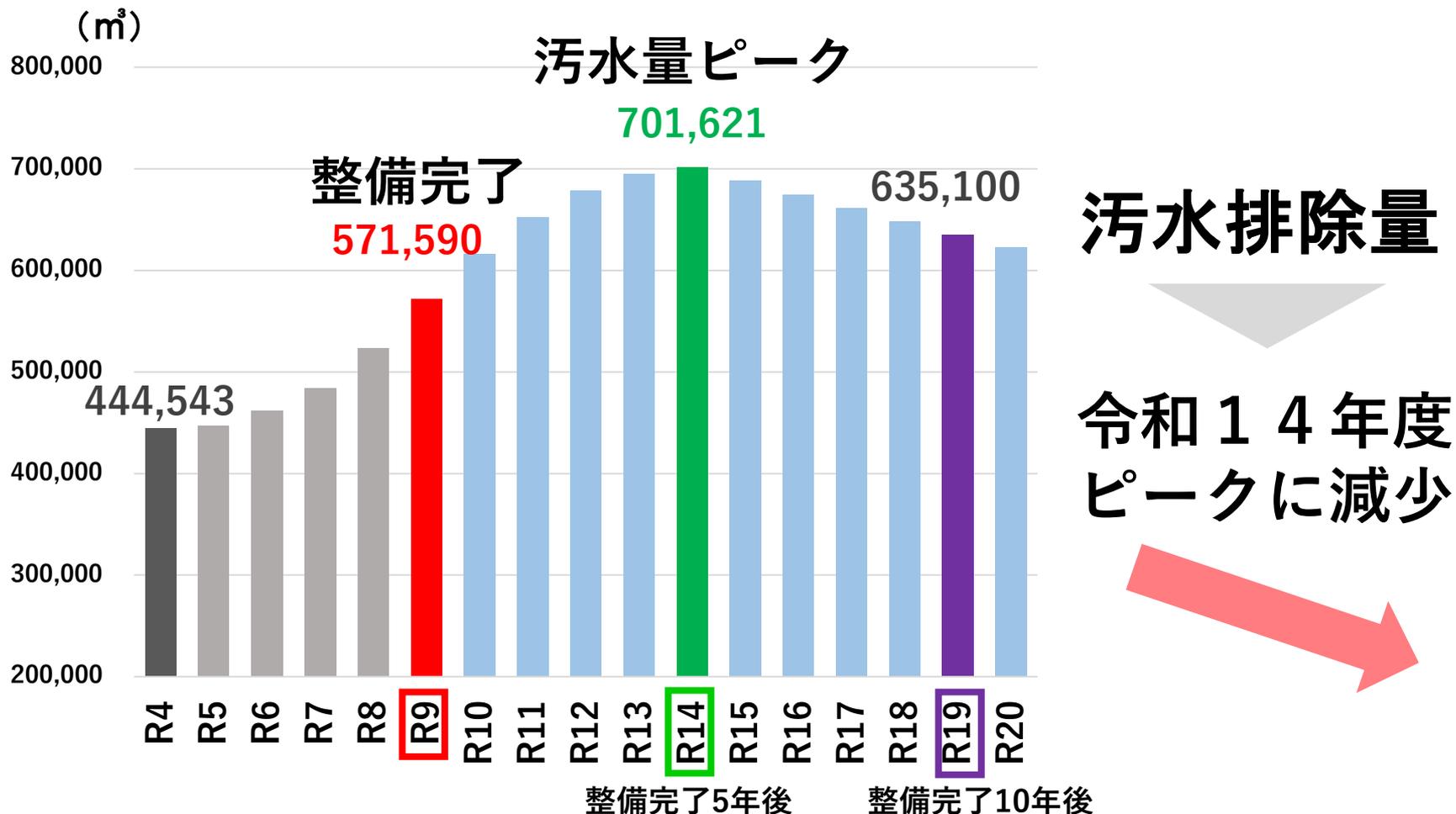
#### 見直し案

項目	改定内容
改定率 A	30%の料金改定
改定率 B	20%→30%の料金改定 (2段階引上げ)
改定率 C	25%の料金改定

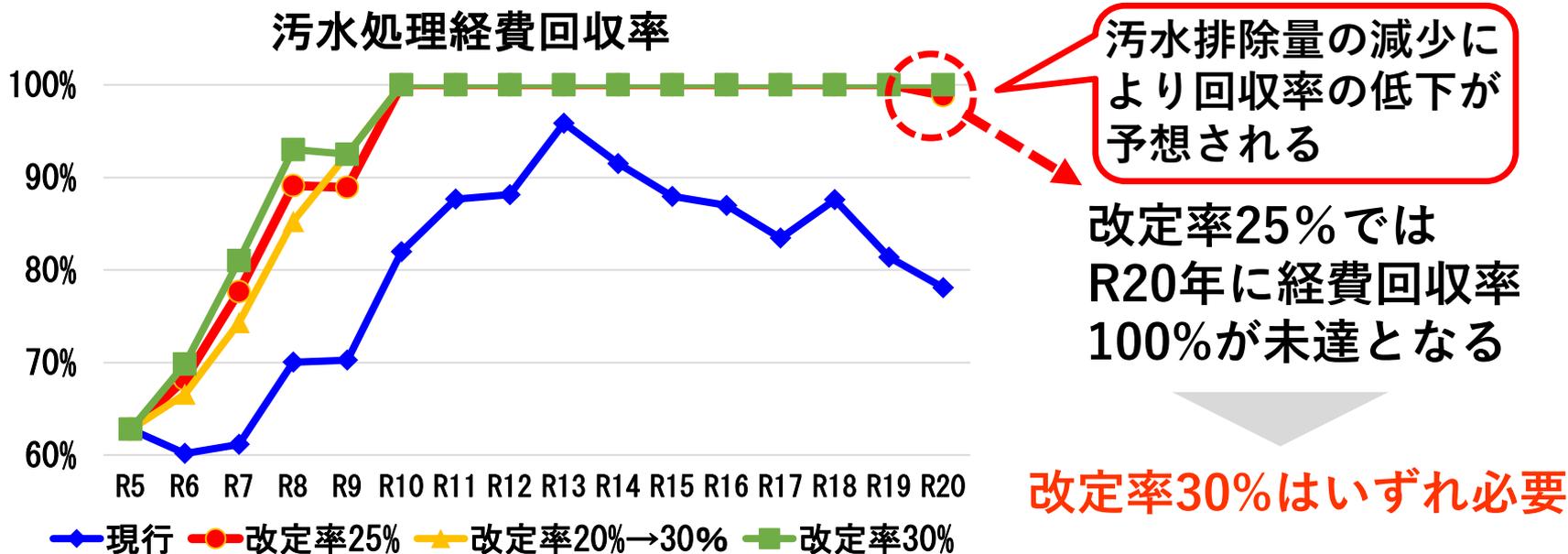
注：改定率B(案)は、1回目(令和6年8月)に約20%分の引き上げ、2回目(令和9年4月)に約10%分(計算上は8%)の引き上げで、現在の料金表から約30%の改定となります

### 3 改定率について

## 下水道使用料の対象となる汚水排除量予測【第2回資料再掲】



### 3 改定率について



経費回収率100%

		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
改定率	現行	62.8%	60.2%	61.2%	70.0%	70.3%	82.0%	87.6%	88.1%	95.9%	91.5%	88.0%	87.0%	83.4%	87.6%	81.4%	78.1%
	25%	62.8%	68.2%	77.6%	89.1%	88.9%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	98.8%
	20%→30%	62.8%	66.6%	74.3%	85.2%	92.5%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	30%	62.8%	69.8%	81.0%	93.0%	92.5%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

### 3 改定率について

## ○他市で実施された最近の改定状況【第2回資料再掲】

	呉市	江田島市	三原市	尾道市	廿日市市	大竹市	安芸高田市	庄原市
改定年月日	R2.4.1	R3.10.1	R5.4.1	R5.2.1	R5.2.1	R5.4.1	H30.12.1 (R5.12.1予定)	H28.6.1
改定率 (20m <sup>3</sup> /月)	9.9%	14.7%	※1 20.8%	※2 15.4%	7%	10.2%	14.7%	7.7%
平均改定率	9.9%	22.6%	約20%	15.5%	7%	8%	10% (10%予定)	8%
現行使用料 (20m <sup>3</sup> /月・税込)	3,894円	3,685円	3,322円	3,047円	2,882円	3,087円	3,910円	3,841円
現行使用料 (20m <sup>3</sup> /月・税抜)	3,540円	3,350円	3,020円	2,770円	2,620円	2,806.4円	3,555円	3,492円

※1 三原市の審議会においては、30%引き上げの答申であったが、令和7年度まで激変緩和措置として約20%改定、令和8年度から約10%(合わせて30%)の改定

※2 尾道市の審議会においては、31%引き上げが必要との答申であったが、令和5年度からの引き上げは15.5%改定とし、令和8年度に改めて検証する

## 【目次】

- 1 現地説明（浄化センター，雨水ポンプ場）
- 2 第2回審議会の概要整理（振返り）
- 3 改定率について
- 4 **使用料体系の検討**
- 5 その他

## 4 使用料体系の検討（料金改定の検討）

### 料金改定の検討

①用途の再考



現在の3用途の必要性について検証

②基本水量制の検討



必要性についての検討

③基本料金の対象経費の検討



対象経費（固定費）の内容照査

④従量料金による  
逡増度の検討



使用水量による水量区分を設定し、逡増度割合を検討する。

⑤料金設定（改定案）

## 4 使用料体系の検討（料金制度の概要）

### （1）現在の下水道使用料

下水道使用料（1カ月計算用）

※消費税抜き

用途別	基本料金	汚水使用水量 1カ月	超過料金 (円/m <sup>3</sup> )
一般用	800円	0 ~ 8m <sup>3</sup>	0円
		9m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	140円
		21m <sup>3</sup> ~ 30m <sup>3</sup>	160円
		31m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>	180円
		51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup>	190円
		101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup>	200円
		201m <sup>3</sup> ~	230円
一般 公衆浴場	800円	0 ~ 8m <sup>3</sup>	0円
		9m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	140円
		21m <sup>3</sup> ~	97円
臨時用	3,000円	0 ~ 10m <sup>3</sup>	0円
		11m <sup>3</sup> ~	470円

「用途別の  
二部料金制」

- 3用途別
- 基本料金と  
超過料金

- 基本水量あり
- 逦増料金制

## 4 使用料体系の検討（料金制度の概要）

### （1）現在の下水道使用料

＜一般用・1カ月に**35** m<sup>3</sup>使用した場合の料金計算例＞

料金区分		料金		備考	
基本料金	定額	800 円 (1)			
従量料金 (超過料金)	使用水量区分	料金単価	× 使用水量 =	料金	
	0～8m <sup>3</sup>	0 円/m <sup>3</sup>	× 8 m <sup>3</sup> =	0 円 (2)	基本水量
	9～20m <sup>3</sup>	140 円/m <sup>3</sup>	× 12 m <sup>3</sup> =	1,680 円 (3)	
	21～30m <sup>3</sup>	160 円/m <sup>3</sup>	× 10 m <sup>3</sup> =	1,600 円 (4)	
	31～50m <sup>3</sup>	180 円/m <sup>3</sup>	× 5 m <sup>3</sup> =	900 円 (5)	
	51～100m <sup>3</sup>	190 円/m <sup>3</sup>	× 0 m <sup>3</sup> =	0 円 (6)	
	101～200m <sup>3</sup>	200 円/m <sup>3</sup>	× 0 m <sup>3</sup> =	0 円 (7)	
	201m <sup>3</sup> ～	230 円/m <sup>3</sup>	× 0 m <sup>3</sup> =	0 円 (8)	
合計額(税抜)		(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8) = 4,980円			
消費税(10%)		498円			
合計額		5,478円			

## 4 使用料体系の検討 (①用途の再考)

### (2) 用途の検討

#### ○「一般公衆浴場」とは

利用目的や形態が、地域住民の日常生活において、保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設で、いわゆる「**銭湯**」のこと

衛生を確保するため、安価な料金で利用できるように「**物価統制令**」で**入浴料金が規制**されている

一般公衆浴場(広島県)の入浴料金(令和4年11月1日改定)

区分	料金
大人(12歳以上)	480円
中人(6歳以上12歳未満)	200円
小人(6歳未満)	100円

竹原市内に「一般公衆浴場」が無い

## 4 使用料体系の検討 (①用途の再考)

### ○「臨時用」とは

工事その他臨時に下水を排除して、公共下水道を使用しようとする事

「臨時用」として用途を設定している市は**三次市**と**竹原市**のみ

「臨時用」の利用事例は極めて少ない

### ○竹原市の水道事業の用途区分

「**一般用**」と「**船舶用**」の2用途のみ

### ○用途の方針

料金体系をわかりやすいものとするため、下水道事業においても2つの用途「一般公衆浴場」、「臨時用」を**廃止**し、「**一般用**」へ**統合**

## 4 使用料体系の検討

### (3) 料金体系の検討

#### 2部料金制とは

下水道を利用することに対して支払う「**基本料金**」と、  
使用した水量に応じて支払う「**従量料金(超過料金)**」から  
構成される料金制度

#### 【基本料金】

下水道事業を行うために  
必要な**固定的経費**を賄う  
○請求事務等の一般事務経費

など

#### 【従量料金(超過料金)】

**使用水量の増減**に応じて  
発生する**変動的な経費**を賄う  
○施設の動力費(電気代)  
○薬品費

など

**下水道使用料**

## 4 使用料体系の検討

### (3) 料金体系の検討

#### 【基本料金】 ・ 固定的に必要とされる経費

#### ◎人件費

今後15年間(R6～R20)で見込まれる

人件費(請求事務等の一般事務経費) 1.2名分

÷ 請求(調定)件数 = 479円 / 1請求件数

#### ◎1回請求(1調定)に係る経費【検針費用、請求費用など】

(単位：円/調定)

H27決算	H28決算	H29決算	H30決算	R1決算	R2決算	R3決算	R4決算	平均
700	796	728	814	750	630	707	803	741

※算定期間8年の根拠：水道メーターの更新が8年であることから、8年を1サイクルとした

人件費 **479円** + 検針費用等 **741円** ÷ 2 (水道事業と折半) = **849.5円** ≒ **850円** (基本料金)

## 4 使用料体系の検討 (②基本水量制の検討)

### (3) 料金体系の検討

#### 基本水量制

基本料金を負担することで、  
一定量の使用水量の従量料金を無料とする制度  
《竹原市では毎月  $8 \text{ m}^3$  (一般用) まで》



目的：公衆衛生上の観点から、一定量の水利用を促し、生活環境の改善を図るため

現状：衛生的な水の利用がすすみ、公衆衛生上の目的は、おおよそ達成されている。  
竹原市水道事業では、既に基本水量を廃止しており、水道と下水道で料金体系に差が生じている。

## 4 使用料体系の検討 (②基本水量制の検討)

### (3) 料金体系の検討

#### 基本水量制

基本料金を負担することで、  
一定量の使用水量の従量料金を無料とする制度  
《竹原市では毎月  $8\text{ m}^3$  (一般用) まで》



使用水量(毎月  $8\text{ m}^3$  まで)を無料とする制度を廃止

使用した水量に応じた費用負担を求めることで  
使用者間の負担の公平性を図る。

#### ○環境問題への対応

- ・ ご家庭における節水意識や行動の芽生えと定着を促す
- ・ 節水によって料金が安くなるメリットを実感できる

## 4 使用料体系の検討 (②基本水量制の検討)

### (3) 料金体系の検討

使用水量(毎月 $8\text{m}^3$ まで)を無料とする制度を廃止

#### 【留意事項】

現在の基本水量内( $8\text{m}^3$ 以下)の使用水量に、**無料から従量料金単価**を新たに設定することによって、**使用水量の少ない使用者**(特に単身世帯を中心に)の下水道使用料の**負担が著しく増加**する可能性があるため、負担増に配慮した従量料金単価を設定する必要があります。

## 4 使用料体系の検討 (④従量料金による逡増度の検討)

### (3) 料金体系の検討

#### ていぞう 逡増料金制

汚水使用水量 (1カ月)	超過料金 (円/m <sup>3</sup> )
0 ~ 8m <sup>3</sup>	0円
9m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	140円
21m <sup>3</sup> ~ 30m <sup>3</sup>	160円
31m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>	180円
51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup>	190円
101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup>	200円
201m <sup>3</sup> ~	230円

使用する水量が多くなるほど、  
1 m<sup>3</sup>あたりの  
料金単価が高くなる

#### 現在の料金体系による逡増度

$$\begin{array}{l} \text{基本料金} \\ 800\text{円} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{基本水量} \\ 8\text{m}^3 \end{array} = \begin{array}{l} 1\text{m}^3\text{単価} \\ 100\text{円}/\text{m}^3 \end{array}$$

$$\begin{array}{l} 201\text{m}^3\sim \\ 230\text{円}/\text{m}^3 \end{array} = \begin{array}{l} 1\text{m}^3\text{単価} \\ 230\text{円}/\text{m}^3 \end{array}$$

最高単価	230円 / 1 m <sup>3</sup>
最低単価	100円 / 1 m <sup>3</sup>

**逡増度 2.3倍**

## 4 使用料体系の検討 (④従量料金による逡増度の検討)

### (3) 料金体系の検討 ていぞう 逡増料金制

汚水使用水量 (1カ月)	超過料金 (円/m <sup>3</sup> )
0 ~ 8m <sup>3</sup>	0円
9m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	140円
21m <sup>3</sup> ~ 30m <sup>3</sup>	160円
31m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>	180円
51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup>	190円
101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup>	200円
201m <sup>3</sup> ~	230円

使用する水量が多くなるほど、  
1 m<sup>3</sup>あたりの  
料金単価が高くなる

#### 逡増料金制の課題

- 逡増料金制は、**水使用の抑制**という観点から設けられた制度
- 節水意識の高まりや、人口減少による**使用水量の減少**が見込まれるなか、**経営の安定性を欠く**料金体系となりつつある。

逡増度

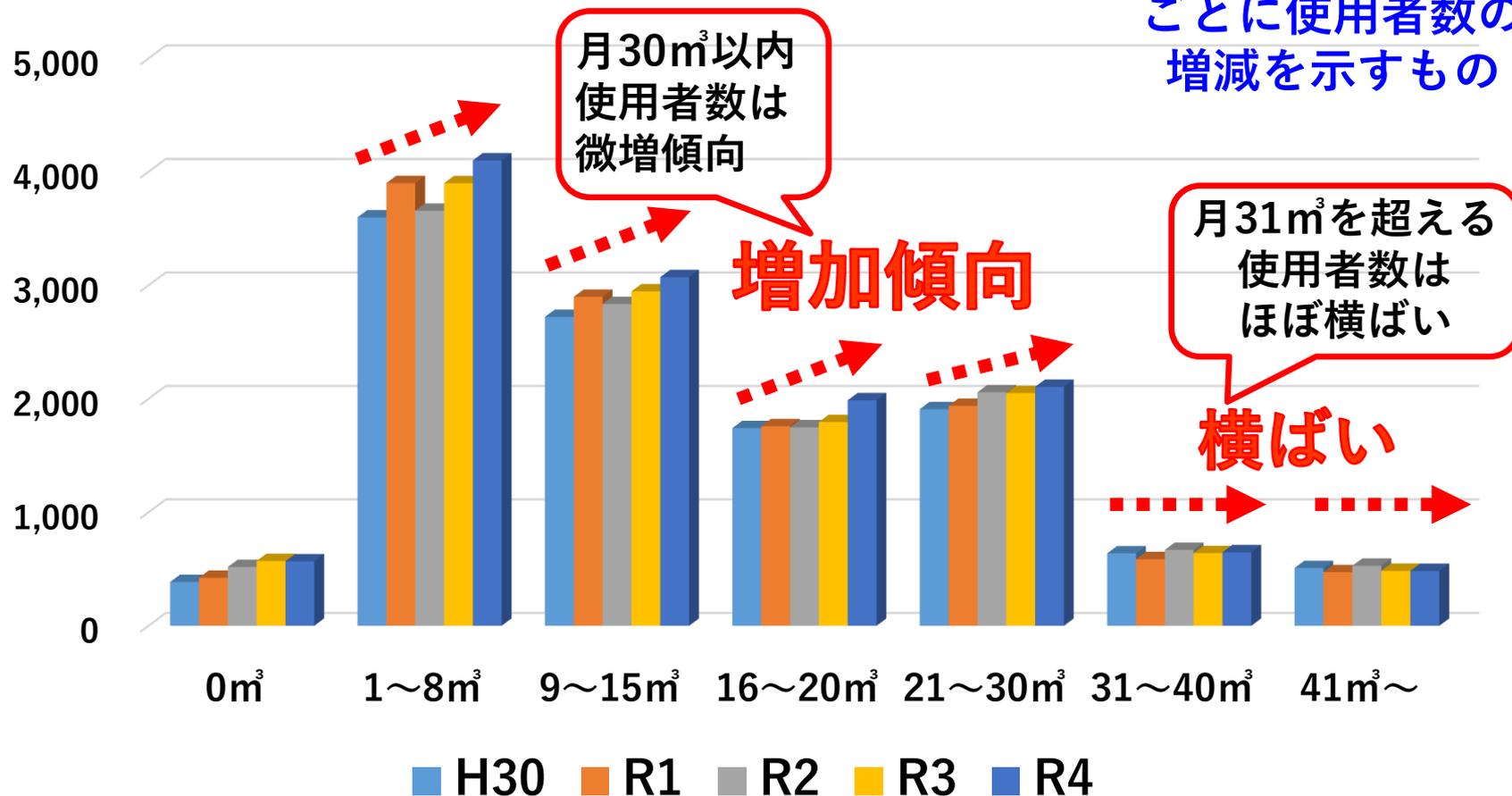
(最高単価と最低単価の格差)  
の見直しが必要

## 4 使用料体系の検討 (④従量料金による逡増度の検討)

### (3) 料金体系の検討

1カ月に使用される水量別の請求件数 (年度推移)

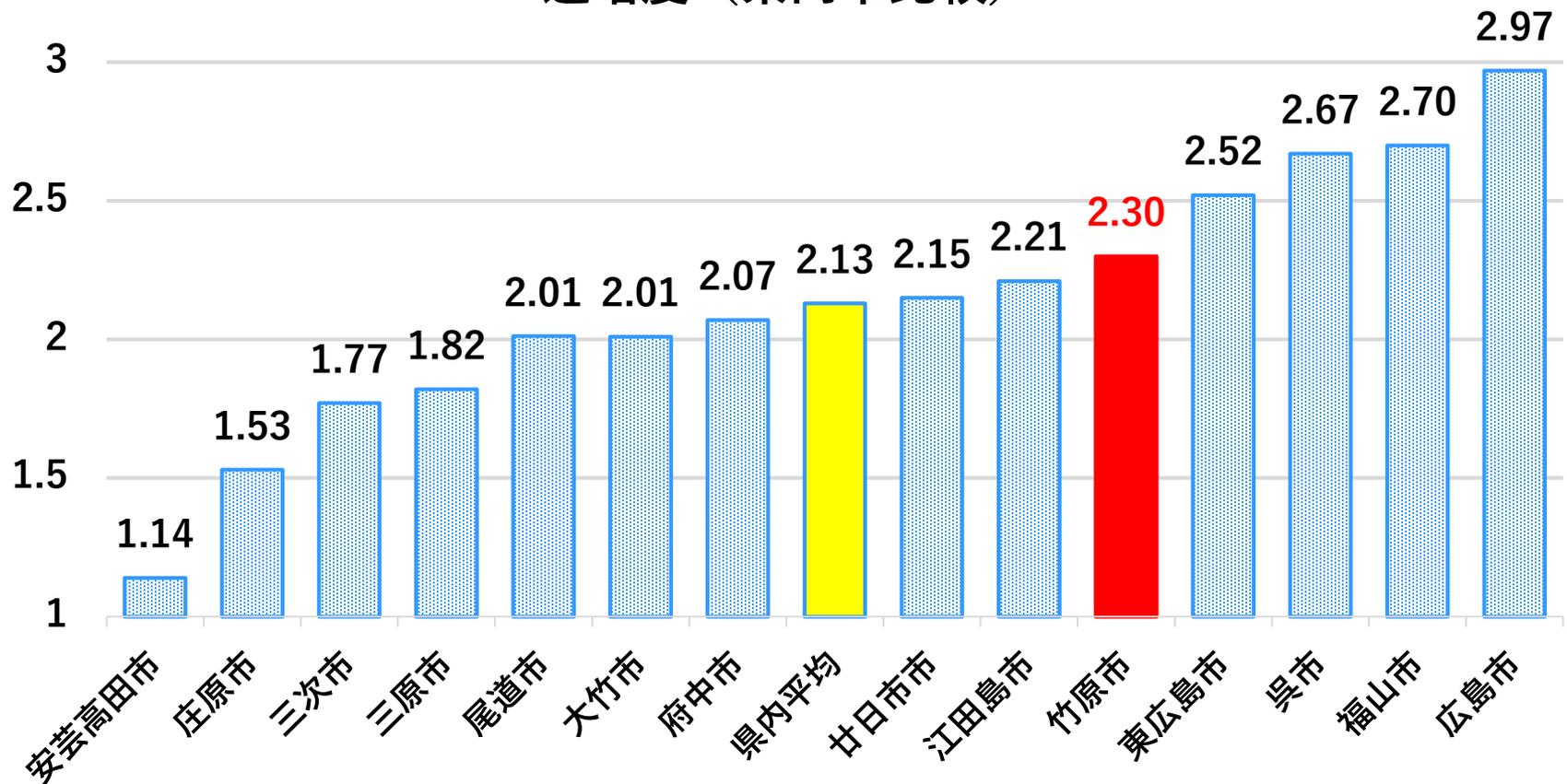
※使用される水量ごとに使用者数の増減を示すもの



## 4 使用料体系の検討 (④従量料金による逓増度の検討)

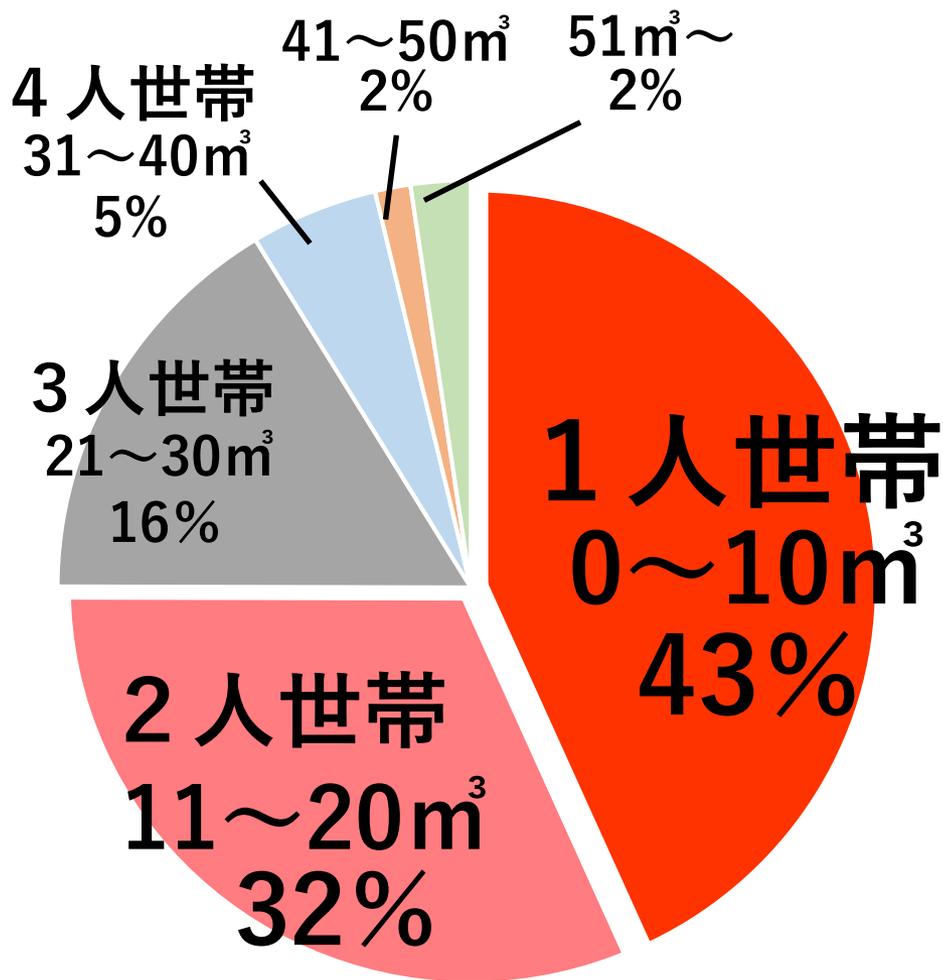
### (3) 料金体系の検討

逓増度 (県内市比較)



## 4 使用料体系の検討

### (4) 料金体系の改定案



使用水量別  
使用者割合  
(1か月あたり)

1~2人世帯で  
**75%**

## 4 使用料体系の検討

### (4) 料金体系の改定案

#### ○下水道使用料の改定にあたっての基本的な考え方

**【基本料金】** ・・下水道を利用することに対して固定的に必要とされる経費  
実際に係る費用負担 850円

➡ **実際にかかる経費について、負担を求める**

**【従量料金】** ・・基本水量を廃止し、すべての使用者に対して、実際に使用した水量に応じた負担を求める

➡ **使用した1 m<sup>3</sup>から定額の負担を求める**

**【逓増度】** ・・下水道事業の経営の安定化を図るため、逓増度の引き下げを図る

➡ **県内市その他団体平均を目安に、改善を図る**

## 4 使用料体系の検討

### (4) 料金体系の改定案

項目	改定内容	メリット	デメリット
改定案 ①	基本料金 +従量料金に一律 で <b>定額を加算</b>	使用者すべてが 1 m <sup>3</sup> あたり 均一な増加額で 公平性が高い	使用水量が少ない 使用者を中心に 改定率が高くなる
改定案 ②	基本料金 +従量料金に一律 の <b>増加率を乗じる</b>	使用者すべてが 改定率に近い 料金改定となる	高い料金単価の使用者 と低い料金単価の使用者 との格差(逡増度)の 解消が難しい
改定案 ③	基本料金 + <b>改定案①と②の</b> 従量料金単価の <b>概ね平均</b>	使用水量が少ない 使用者の改定率に 配慮したもの	改定案①に比べ1 m <sup>3</sup> あ たりの増加額に差が生 じ公平性が低下するが、 改定案②に比べ料金単 価の格差が小さくなっ ている

## 4 使用料体系の検討

### (4) 料金体系の改定案

【一般用】改定率 **30%** の場合の料金体系 (案)

(税抜き)

使用料区分	水量区分 (m <sup>3</sup> )	竹原市 現行	改定案①	改定案②	改定案③	県内他市の平均	直近改定の あった8市の 平均※1
			従量料金一律 <b>42円/m<sup>3</sup>UP</b>	従量料金一律 <b>30%/m<sup>3</sup>UP</b>	案①と案②の 概ね平均		
基本料金	—	800 円	850 円	850 円	850 円	—	—
従量料金 (超過料金)	使用水量	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	0 ~ 8	0 円/m <sup>3</sup>	42 円/m <sup>3</sup>	30 円/m <sup>3</sup>	37 円/m <sup>3</sup>	—	—
	(参考)8m <sup>3</sup> 使用の金額	<b>800 円</b>	<b>1,186 円</b>	<b>1,090 円</b>	<b>1,146 円</b>	<b>1,039 円</b>	<b>1,136 円</b>
	9 ~ 20	140 円/m <sup>3</sup>	182 円/m <sup>3</sup>	182 円/m <sup>3</sup>	180 円/m <sup>3</sup>	161 円/m <sup>3</sup>	172 円/m <sup>3</sup>
	21 ~ 30	160 円/m <sup>3</sup>	202 円/m <sup>3</sup>	208 円/m <sup>3</sup>	205 円/m <sup>3</sup>	201 円/m <sup>3</sup>	202 円/m <sup>3</sup>
	31 ~ 50	180 円/m <sup>3</sup>	222 円/m <sup>3</sup>	234 円/m <sup>3</sup>	230 円/m <sup>3</sup>	224 円/m <sup>3</sup>	224 円/m <sup>3</sup>
	51 ~ 100	190 円/m <sup>3</sup>	232 円/m <sup>3</sup>	247 円/m <sup>3</sup>	240 円/m <sup>3</sup>	239 円/m <sup>3</sup>	238 円/m <sup>3</sup>
	101 ~ 200	200 円/m <sup>3</sup>	242 円/m <sup>3</sup>	260 円/m <sup>3</sup>	255 円/m <sup>3</sup>	254 円/m <sup>3</sup>	249 円/m <sup>3</sup>
201 ~	230 円/m <sup>3</sup>	272 円/m <sup>3</sup>	299 円/m <sup>3</sup>	280 円/m <sup>3</sup>	257 円/m <sup>3</sup>	254 円/m <sup>3</sup>	
逡増度		2.30	1.83	2.19	1.95	2.13	1.98

(※1) 呉市、三原市、尾道市、大竹市、廿日市市、江田島市、庄原市、安芸高田市

## 4 使用料体系の検討

### (4) 料金体系の改定案

【一般用】改定率**30%**の場合の1カ月の下水道使用料（税込み）

1カ月の 使用水量	改定案①			改定案②			改定案③		
	超過料金一律 <b>42円/m<sup>3</sup>UP</b>			超過料金一律 <b>30%/m<sup>3</sup>UP</b>			案①と案②の 概ね平均		
	料金	増加額	改定率	料金	増加額	改定率	料金	増加額	改定率
8 m <sup>3</sup>	1,304 円	424 円	48%	1,199 円	319 円	36%	1,260 円	380 円	43%
10m <sup>3</sup>	1,705 円	517 円	44%	1,599 円	411 円	35%	1,656 円	468 円	39%
20m <sup>3</sup>	3,707 円	979 円	36%	3,601 円	873 円	32%	3,636 円	908 円	33%
30m <sup>3</sup>	5,929 円	1,441 円	32%	5,889 円	1,401 円	31%	5,891 円	1,403 円	31%
40m <sup>3</sup>	8,371 円	1,903 円	29%	8,463 円	1,995 円	31%	8,421 円	1,953 円	30%
50m <sup>3</sup>	10,813 円	2,365 円	28%	11,037 円	2,589 円	31%	10,951 円	2,503 円	30%
100m <sup>3</sup>	23,573 円	4,675 円	25%	24,622 円	5,724 円	30%	24,151 円	5,253 円	28%

◎改善目標・使用料の水準(経営努力) 3,300円/月・20m<sup>3</sup>(税込) **いずれも達成**

## 4 使用料体系の検討

### (4) 料金体系の改定案

【一般用】改定率**20%**の場合の料金体系（案）

（税抜き）

使用料区分	水量区分 (m <sup>3</sup> )	竹原市 現行	改定案①	改定案②	改定案③	県内他市の平均	直近改定の あった8市の 平均※1
			従量料金一律 27円/m <sup>3</sup> UP	従量料金一律 19%/m <sup>3</sup> UP	案①と案②の 概ね平均		
基本料金	—	800 円	850 円	850 円	850 円	—	—
従量料金 (超過料金)	使用水量	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	0 ~ 8	0 円/m <sup>3</sup>	27 円/m <sup>3</sup>	19 円/m <sup>3</sup>	25 円/m <sup>3</sup>	—	—
	(参考)8m <sup>3</sup> 使用の金額	800 円	1,066 円	1,002 円	1,050 円	1,039 円	1,136 円
	9 ~ 20	140 円/m <sup>3</sup>	167 円/m <sup>3</sup>	167 円/m <sup>3</sup>	165 円/m <sup>3</sup>	161 円/m <sup>3</sup>	172 円/m <sup>3</sup>
	21 ~ 30	160 円/m <sup>3</sup>	187 円/m <sup>3</sup>	191 円/m <sup>3</sup>	190 円/m <sup>3</sup>	201 円/m <sup>3</sup>	202 円/m <sup>3</sup>
	31 ~ 50	180 円/m <sup>3</sup>	207 円/m <sup>3</sup>	215 円/m <sup>3</sup>	210 円/m <sup>3</sup>	224 円/m <sup>3</sup>	224 円/m <sup>3</sup>
	51 ~ 100	190 円/m <sup>3</sup>	217 円/m <sup>3</sup>	227 円/m <sup>3</sup>	220 円/m <sup>3</sup>	239 円/m <sup>3</sup>	238 円/m <sup>3</sup>
	101 ~ 200	200 円/m <sup>3</sup>	227 円/m <sup>3</sup>	239 円/m <sup>3</sup>	230 円/m <sup>3</sup>	254 円/m <sup>3</sup>	249 円/m <sup>3</sup>
201 ~	230 円/m <sup>3</sup>	257 円/m <sup>3</sup>	274 円/m <sup>3</sup>	260 円/m <sup>3</sup>	257 円/m <sup>3</sup>	254 円/m <sup>3</sup>	
逡増度		2.30	1.93	2.19	1.98	2.13	1.98

（※1）呉市、三原市、尾道市、大竹市、廿日市市、江田島市、庄原市、安芸高田市

## 4 使用料体系の検討

### (4) 料金体系の改定案

【一般用】改定率**20%**の場合の1カ月の下水道使用料（税込み）

1カ月の 使用水量	改定案①			改定案②			改定案③		
	超過料金一律 <b>27円/m<sup>3</sup>UP</b>			超過料金一律 <b>19%/m<sup>3</sup>UP</b>			案①と案②の 概ね平均		
	料金	増加額	改定率	料金	増加額	改定率	料金	増加額	改定率
8 m <sup>3</sup>	1,172 円	292 円	33%	1,102 円	222 円	25%	1,155 円	275 円	31%
10m <sup>3</sup>	1,540 円	352 円	30%	1,469 円	281 円	24%	1,518 円	330 円	28%
20m <sup>3</sup>	3,377 円	649 円	24%	3,306 円	578 円	21%	3,333 円	605 円	22%
30m <sup>3</sup>	5,434 円	946 円	21%	5,407 円	919 円	21%	5,423 円	935 円	21%
40m <sup>3</sup>	7,711 円	1,243 円	19%	7,772 円	1,304 円	20%	7,733 円	1,265 円	20%
50m <sup>3</sup>	9,988 円	1,540 円	18%	10,137 円	1,689 円	20%	10,043 円	1,595 円	19%
100m <sup>3</sup>	21,923 円	3,025 円	16%	22,622 円	3,724 円	20%	22,143 円	3,245 円	17%

◎改善目標・使用料の水準(経営努力) 3,300円/月・20m<sup>3</sup>(税込) **いずれも達成**

## 4 使用料体系の検討

### (4) 料金体系の改定案

【一般用】改定率 **25%** の場合の料金体系 (案)

(税抜き)

使用料区分	水量区分 (m <sup>3</sup> )	竹原市 現行	改定案①	改定案②	改定案③	県内他市の 平均	直近改定の あった8市の 平均※1
			従量料金一律 <b>34円/m<sup>3</sup>UP</b>	従量料金一律 <b>24%/m<sup>3</sup>UP</b>	案①と案②の 概ね平均		
基本料金	—	800 円	850 円	850 円	850 円	—	—
従量料金 (超過料金)	使用水量	単価	単価	単価	単価	単価	単価
	0 ~ 8	0 円/m <sup>3</sup>	34 円/m <sup>3</sup>	24 円/m <sup>3</sup>	30 円/m <sup>3</sup>	—	—
	(参考)8m <sup>3</sup> 使用の金額	<b>800 円</b>	<b>1,122 円</b>	<b>1,042 円</b>	<b>1,090 円</b>	<b>1,039 円</b>	<b>1,136 円</b>
	9 ~ 20	140 円/m <sup>3</sup>	174 円/m <sup>3</sup>	174 円/m <sup>3</sup>	175 円/m <sup>3</sup>	161 円/m <sup>3</sup>	172 円/m <sup>3</sup>
	21 ~ 30	160 円/m <sup>3</sup>	194 円/m <sup>3</sup>	199 円/m <sup>3</sup>	195 円/m <sup>3</sup>	201 円/m <sup>3</sup>	202 円/m <sup>3</sup>
	31 ~ 50	180 円/m <sup>3</sup>	214 円/m <sup>3</sup>	224 円/m <sup>3</sup>	220 円/m <sup>3</sup>	224 円/m <sup>3</sup>	224 円/m <sup>3</sup>
	51 ~ 100	190 円/m <sup>3</sup>	224 円/m <sup>3</sup>	236 円/m <sup>3</sup>	230 円/m <sup>3</sup>	239 円/m <sup>3</sup>	238 円/m <sup>3</sup>
	101 ~ 200	200 円/m <sup>3</sup>	234 円/m <sup>3</sup>	249 円/m <sup>3</sup>	240 円/m <sup>3</sup>	254 円/m <sup>3</sup>	249 円/m <sup>3</sup>
	201 ~	230 円/m <sup>3</sup>	264 円/m <sup>3</sup>	286 円/m <sup>3</sup>	275 円/m <sup>3</sup>	257 円/m <sup>3</sup>	254 円/m <sup>3</sup>
逡増度		2.30	1.88	2.20	2.02	2.13	1.98

(※1) 呉市、三原市、尾道市、大竹市、廿日市市、江田島市、庄原市、安芸高田市

## 4 使用料体系の検討

### (4) 料金体系の改定案

【一般用】改定率**25%**の場合の1カ月の下水道使用料（税込み）

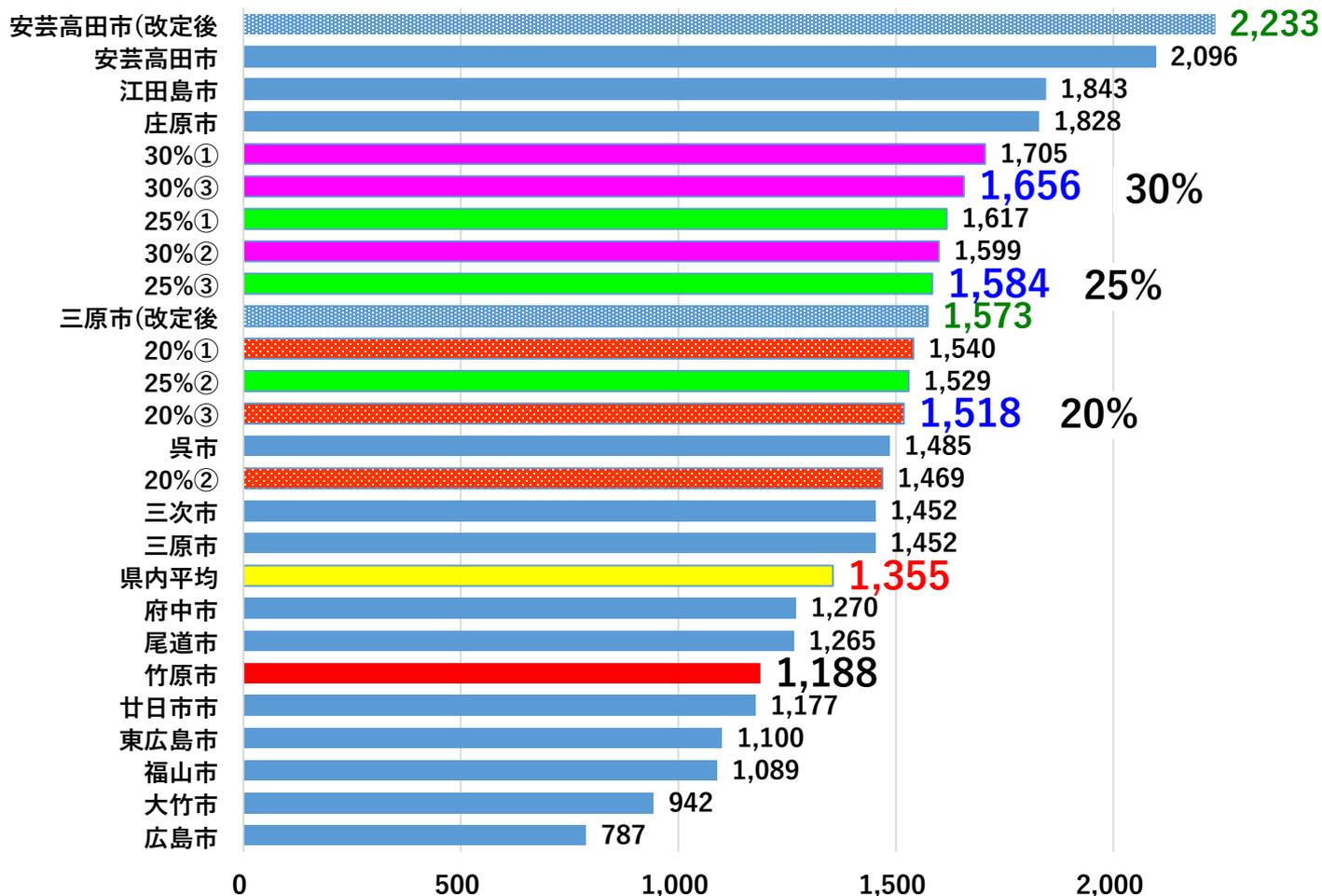
1カ月の 使用水量	改定案①			改定案②			改定案③		
	超過料金一律 <b>34円/m<sup>3</sup>UP</b>			超過料金一律 <b>24%/m<sup>3</sup>UP</b>			案①と案②の 概ね平均		
	料金	増加額	改定率	料金	増加額	改定率	料金	増加額	改定率
8 m <sup>3</sup>	1,234 円	354 円	40%	1,146 円	266 円	30%	1,199 円	266 円	36%
10m <sup>3</sup>	1,617 円	429 円	36%	1,529 円	341 円	29%	1,584 円	341 円	33%
20m <sup>3</sup>	3,531 円	803 円	29%	3,443 円	715 円	26%	3,509 円	715 円	29%
30m <sup>3</sup>	5,665 円	1,177 円	26%	5,632 円	1,144 円	26%	5,654 円	1,144 円	26%
40m <sup>3</sup>	8,019 円	1,551 円	24%	8,096 円	1,628 円	25%	8,074 円	1,628 円	25%
50m <sup>3</sup>	10,373 円	1,925 円	23%	10,560 円	2,112 円	25%	10,494 円	2,112 円	24%
100m <sup>3</sup>	22,693 円	3,795 円	20%	23,540 円	4,642 円	25%	23,144 円	4,642 円	23%

◎改善目標・使用料の水準(経営努力) 3,300円/月・20m<sup>3</sup>(税込) **いずれも達成**

# 4 使用料体系の検討

## ○ 県内市の下水道使用料との比較(令和5年4月1日現在)

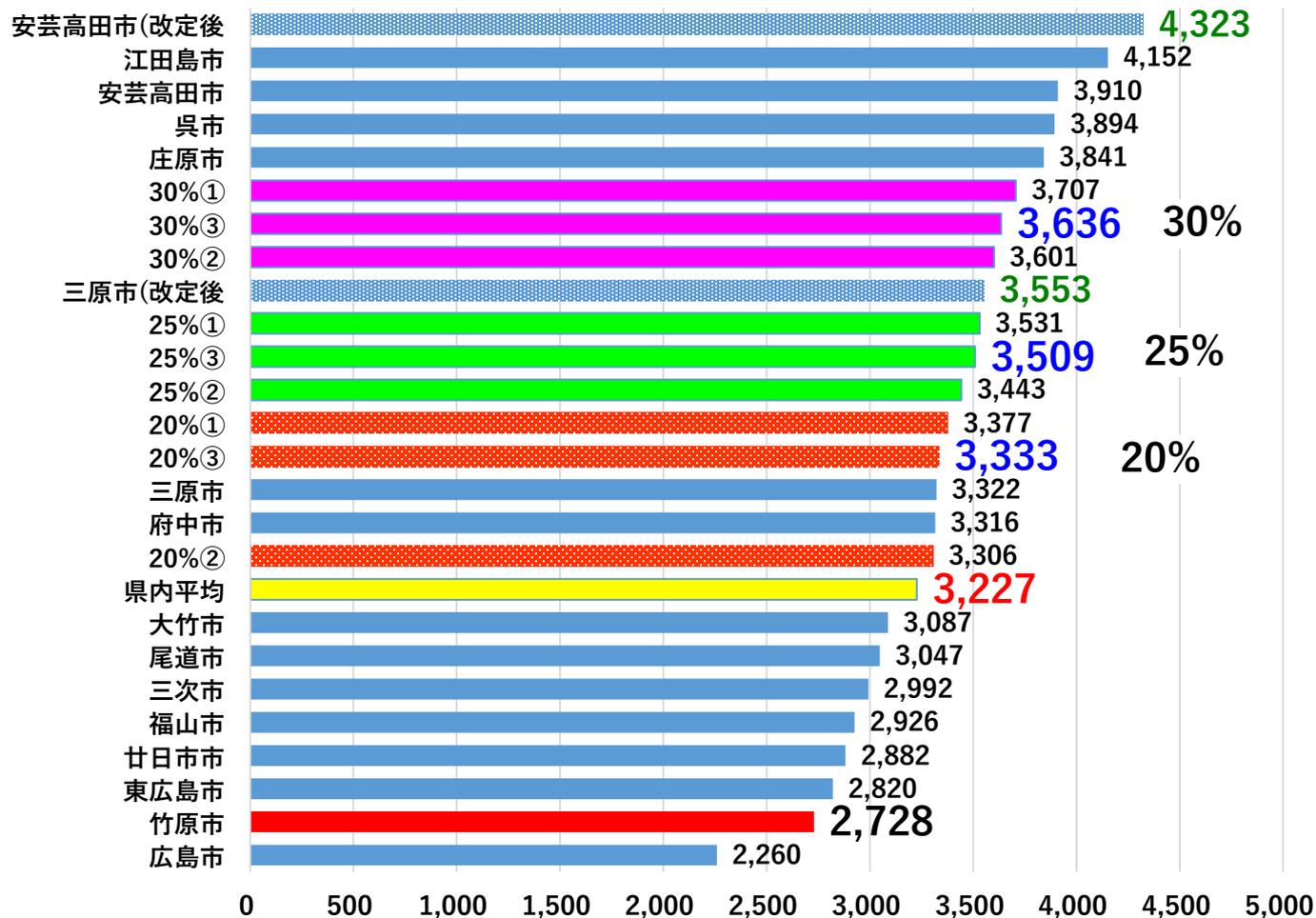
使用料金 (10m<sup>3</sup>/月) (円・税込)



# 4 使用料体系の検討

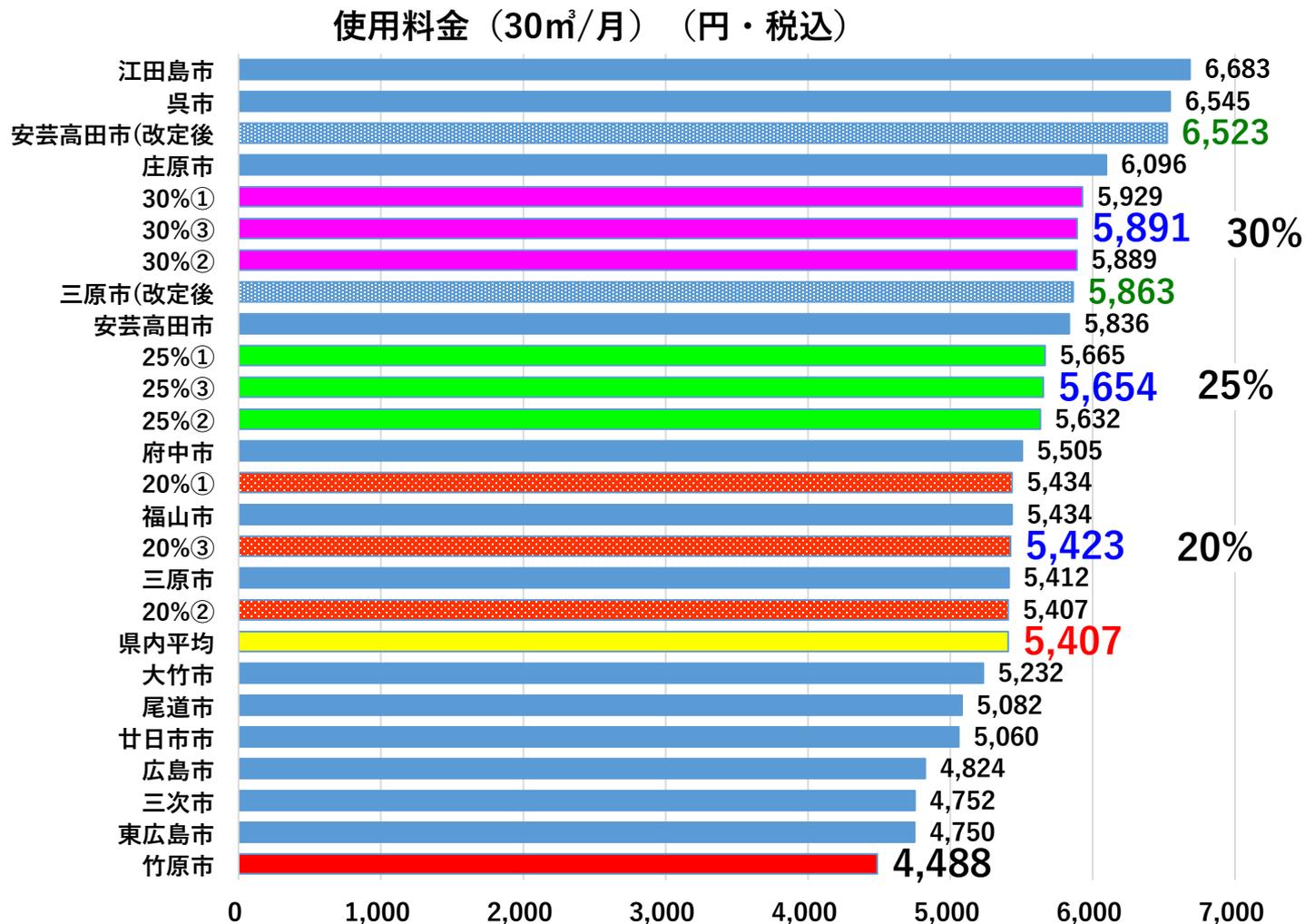
## ○ 県内市の下水道使用料との比較(令和5年4月1日現在)

使用料金 (20m<sup>3</sup>/月) (円・税込)



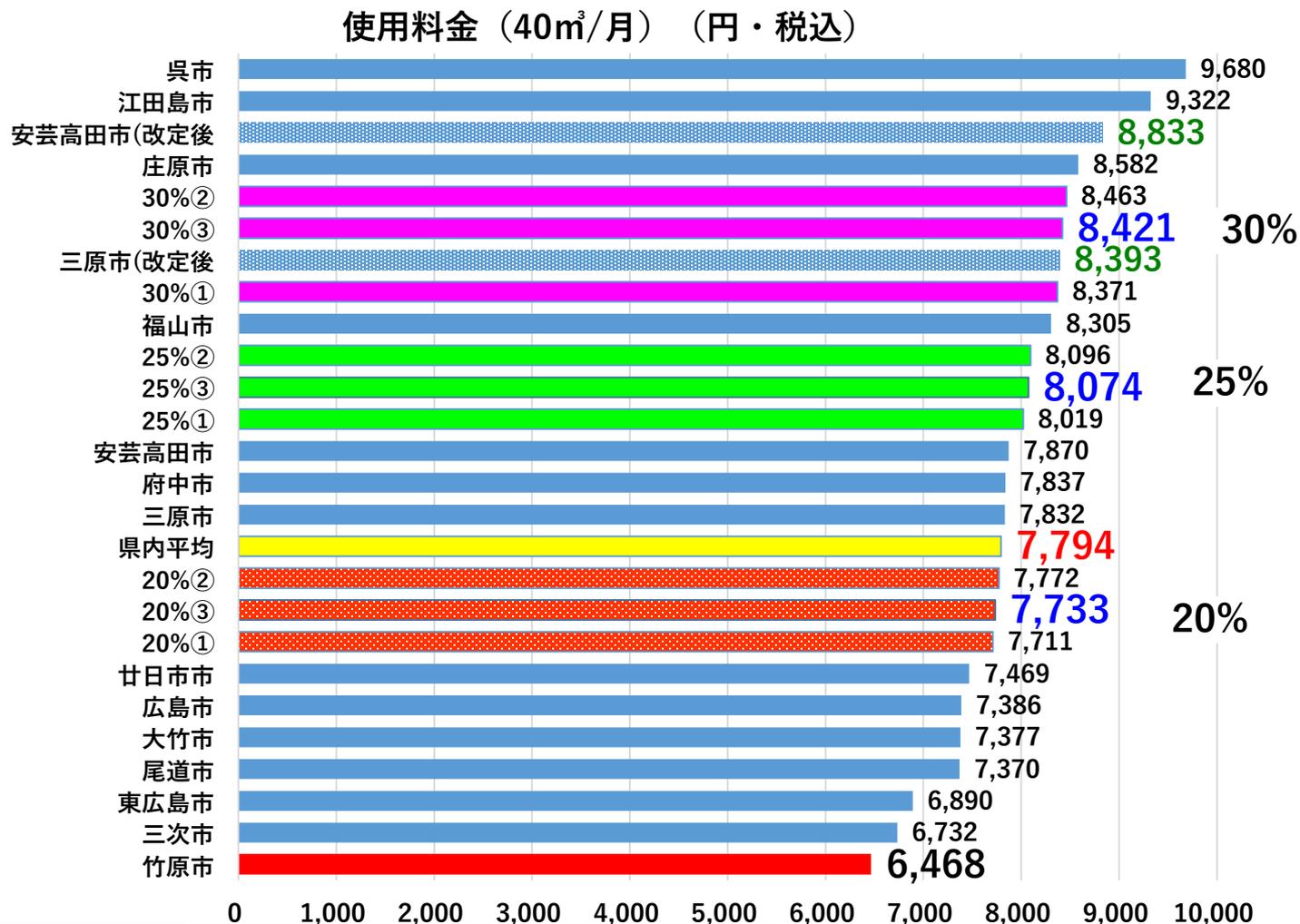
## 4 使用料体系の検討

### ○ 県内市の下水道使用料との比較(令和5年4月1日現在)



## 4 使用料体系の検討

### ○ 県内市の下水道使用料との比較(令和5年4月1日現在)



## 4 使用料体系の検討

### (5) 料金体系の改定案の考察

#### ○逡増度の比較

竹原市 現行	改定区分	改定案①	改定案②	改定案③	県内他市 の平均	直近改定 のあった 8市の平均※1
2.30	改定率 20%	1.93	2.19	1.98	2.13	1.98
	改定率 25%	1.88	2.20	2.02		
	改定率 30%	1.83	2.19	1.95		

(※1) 呉市、三原市、尾道市、大竹市、廿日市市、江田島市、庄原市、安芸高田市

**改定案①、③**は、直近改定のあった8市の平均値(1.98倍)に近似しており、有収水量の減少傾向が見込まれるなか、経営の安定性を図った料金体系へと改善されている。

## 4 使用料体系の検討

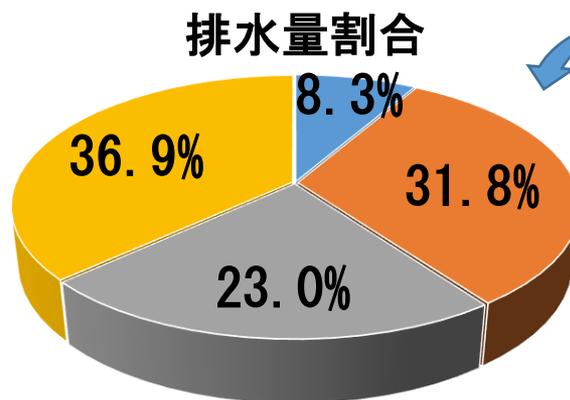
### (5) 料金体系の改定案の考察

#### ○排水量割合と費用負担割合の比較

(参考)

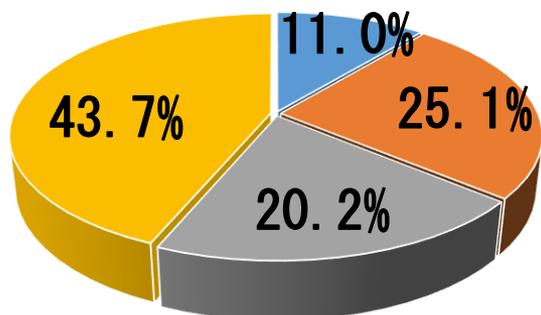
改定率30%

改定案③



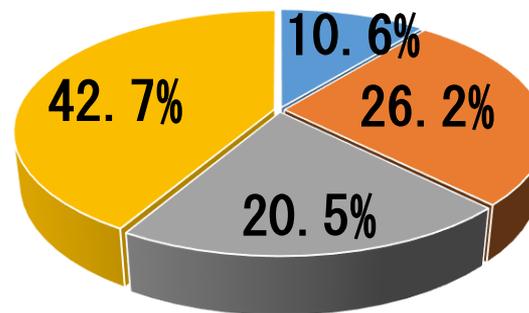
構成比率は  
より近くなる

費用負担割合 (現状)



改定

(m³)  
費用負担割合 (改定後)



## 4 使用料体系の検討

### (6) 個別汚水処理（浄化槽）との経費比較【再確認】

浄化槽 5人槽 /1カ月	改定率	改定案① 20m <sup>3</sup> /1カ月	浄化槽 との差	改定案② 20m <sup>3</sup> /1カ月	浄化槽 との差	改定案③ 20m <sup>3</sup> /1カ月	浄化槽 との差
3,732	現行	2,728	▲ 1,004	2,728	▲ 1,004	2,728	▲ 1,004
	20%	3,377	▲ 355	3,306	▲ 426	3,333	▲ 399
	25%	3,531	▲ 201	3,443	▲ 289	3,509	▲ 223
	30%	3,707	▲ 25	3,601	▲ 131	3,636	▲ 96

※ 浄化槽（5人槽）の年間維持管理費 44,780円（令和4年度平均）  
内訳：保守点検 + 清掃料 + 法定検査

**改定率30%**が最も浄化槽の維持管理経費との差が小さくなる

「下水道処理区域」と「浄化槽処理区域」の負担の公平性が保たれている

## 4 使用料体系の検討

### 料金改定後における目標の達成度

求められている項目・水準	令和4年度の現状
使用料単価 150 円 / m <sup>3</sup> 以上	148.5円
汚水処理経費回収率 80 % 以上	56.8%
3,000 円 / 月 ・ 20 m <sup>3</sup> ( 税 抜 )	2,480円
一般会計からの繰出金の縮減	367,361千円/年
うち公費で負担すべき額	287,970千円/年
うち公費負担以外(補助金)	79,391千円/年

いずれの  
改定案も

概ね**達成**

## 【目 次】

- 1 現地説明（浄化センター，雨水ポンプ場）
- 2 第2回審議会の概要整理（振返り）
- 3 改定率について
- 4 使用料体系の検討
- 5 **その他**

# 今後のスケジュールについて

令和5年度						スケジュール概要					
項目	7月		8月		9月		10月		11月		
審議会	7月 13日				9月 14日		10月 25日		11月 中旬		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>第1回 審議会</b> </div> <p>● 諮問 ・ 本日の議題</p>				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>第2回 審議会</b> </div> <p>・ 今後の収支見通し ・ 目指すべき使用料水準の検討</p>		<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> <b>第3回 審議会</b> </div> <p>・ 前回までの意見を反映した収支見通しの提示 ・ 下水道使用料体系の検討 ・ 答申内容の検討</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>最終回 審議会</b> </div> <p>● 答申</p>		
	